

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	調査係長	調査係

COOLS	
H	P

建設常任委員会 会議録			
日 時	平成 18 年 3 月 16 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 3 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐藤委員長、武井副委員長、森井、前田、新谷、松本、久末、 齊藤（陽）各委員		
説明員	水道局長、建設部長、その他関係室長、次長、課長及び主幹 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、森井委員、前田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から報告の申出がありますので、これを許します。順次、説明願います。

「小樽公園再整備基本計画の概要について」

(建設)建設課長

小樽公園再整備基本計画について報告いたします。

当該計画は昨年12月の第4回定例会の建設常任委員会で中間報告いたしましたが、本年1月31日をもって業務が終了いたしましたので、その概要を報告いたします。

資料の概要版を御参照ください。

概要の一番左側に、小樽市が策定いたしました基本方針で示している四つの目標を載せております。この目標ごとに右へ基本計画の方向性、導入機能、施設の内容となっております。

目標の第1番目にある「小樽市のシンボリックな公園として『うるおい』と『にぎわい』のある空間を創出」からは、計画の方向性ではさらに四つの詳細なテーマを定めております。

1点目としましては、かつて「うるおい」と「にぎわい」の中心的な役割を担ってきた既存施設を時代のニーズに合わせて再生する。

2点目といたしまして、四季を通じて楽しめるようにする。

3点目といたしまして、公園入り口を修景してシンボリックな公園としての質を高める。

4点目といたしまして、桜やツツジを植栽して、公園のシンボル性を高めるということであります。

これらの方向性を踏まえながら導入する機能や施設の内容といたしましては、右側にございますこどもの国の再生、見晴台の再生、冬季利用の推進、公園の顔づくり、花の名所づくりが位置づけられております。

一番右側には、具体的な施設として前回報告した内容と変わっておりませんが、こどもの国としましてはふれあい動物園、遊戯施設、迷路、プレーパークなどの造成を考えております。

また、見晴台の整備、公園の顔の整備、桜、ツツジなどの植栽を計画しております。

このうち、遊戯施設と公園の顔づくりのイメージ図が、資料の裏側にあります。御参照願います。遊戯施設では、左から大地の遊び回廊、右側に空の遊び回廊のイメージが載っております。

また、公園の顔づくりでは、上から市道公園南線側の入り口、公会堂周辺、一番下に小樽公園眺望のイメージ図が載っております。

資料の表側に移りまして、左側の目標の2番目といたしましては、「高齢者や児童、障害者にも配慮した公園」ということで、計画の方向性といたしましては、「だれもが楽しく利用」をテーマといたしております。導入する機能といたしましては、バリアフリー等への配慮といたしまして、それぞれの施設整備の中でやらせるものとしております。

また、左側の目標の3番目には、「安全で安心して利用できる公園」といたしまして、計画の方向性といたしましては、「だれもが安心かつ使いやすく」をテーマとしております。導入する機能や施設の内容といたしましては、一つは防犯への配慮、もう一つは園内動線の検討としております。

次に、目標の一番最後の「歴史的・文化的素材を生かした空間形成」では、計画の方向性といたしまして、点在する石碑等の活用をテーマとしております。導入する施設といたしましては、案内サインなどの整備を計画しております。

以上が、基本計画の概要でございますが、その内容につきましては、4月以降、小樽市のホームページに掲載いたしまして、市民の皆様にお知らせする予定となっております。

また、今後の整備計画といたしましては、短期的なものを平成18年度から平成20年度の3か年で、また中期的なものを平成21年度から平成24年度の4か年で計画しておりまして、こどもの国、見晴台の整備につきましては、短期で考えております。こどもの国につきましては、平成18年度は通常どおり開園いたしますが、10月の閉園後、施設の撤去を行い、平成19年度は休園いたしまして、本格整備を考えております。新規でのオープンは平成20年度を予定しております。平成18年度の事業といたしましては、第2回定例会にこどもの国の地形測量及び実施設計を補正予算として計上する予定となっております。

委員長

「平成18年度臨時市道整備事業について」

(建設)維持課長

平成18年度臨時市道整備事業の概要につきまして説明申し上げます。

平成18年度の執行予算につきましては、4億円を計上し、そのうち1億円をゼロ市債として3月中に発注する予定であります。

お手元に配布いたしました整備事業の内訳でございますが、市道における排水施設の不備や老朽化及び道路全体の老朽化及び通学路の整備、地域要望等、緊急性や事業効果を判断し、39路線を計画したものであります。39路線の内訳についてであります。6路線がゼロ市債、33路線が通常分であり、工種別では側溝整備が11路線、道路改良が25路線、橋りょう整備が2路線、舗装改良が1路線となっております。

なお、これらの計画路線につきましては、今後の子細な調査等により、変更になる可能性もあり、弾力的な執行を行ってまいりたいと考えております。

委員長

「市道公園東通線における安全な歩行者空間の確保について」

(建設)建設課長

市道公園東通線における安全な歩行者空間の確保について報告いたします。

位置につきましては、今説明のありました臨時市道整備事業資料の21ページを御参照ください。

市道公園東通線のみどり生協から船見通の区間約500メートルは、現況幅員9メートルで歩道のない状況でありまして、交通量が1日6,000台以上と多く、歩行者の安全確保の要望が町会からなされていたところでございます。安全確保といたしましては、本来歩道整備が望ましいところでございますが、道路幅員が十分でなく、他の対策を検討していたところ、現在、警察庁が全国的に推進している路側帯拡幅中央線抹消の手法を社会実験的に採用することといたしました。この整備では、路側帯が拡幅され、歩行者の通行空間が確保されるとともに、車道幅員を狭めることで、運転者に生じる心理効果により、車両通行速度の抑制を図ることが期待できるものでございます。

具体的な整備内容といたしましては、配布の資料でござらんいただきたいと思いますが、現在、車道幅員が5.6メートル、路側帯が1.7メートルの標準的な幅員構成となっておりますが、中央線を抹消することによりまして、車道を5メートルといたします。また、その確保できた幅員で路側帯を2メートル程度に拡幅いたします。また、その路側帯には45センチのカラー舗装を施工いたします。

施工時期につきましては、5月中旬から6月下旬といたしまして、整備費につきましては、一部側溝改良を含めて500万円程度を予定しております。

周知方法といたしましては、地元説明や看板により行うことといたしております。

今後、当該施策の効果を見極めながら、有効と判断されれば他の路線への採用も検討し、また当該路線におきましては、将来的には一方通行化の考察もするところでございます。

委員長

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく区域指定について」

(建設) 宅地課長

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の区域指定について報告いたします。

土砂災害は毎年のように全国各地で発生し、住民の暮らしに大きな被害を与えています。また、これまでの危険箇所に加え、新たな宅地開発等に伴い、土砂災害が発生するおそれのある危険な箇所も年々増加しております。これまでの危険箇所はハード対策として、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害防止対策に関する法律などにより、北海道が土砂災害防止対策工事を進めてきております。しかしながら、すべての危険箇所を安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となります。このことから、土砂災害から人命や財産を守るため、ハード対策とあわせて土砂災害の危険性のある区域を明らかにして、その中で警戒避難態勢や危険箇所への新規住宅等の立地抑制、さらには著しい損壊が生じるおそれのある建築物の移転等のソフト対策を充実させていくことにより、住民が安全で安心できる暮らしを実現できることが大切であるとされました。この法律は土砂災害の危険性のある区域を明らかにするとともに、必要なソフト対策を推進し、総合的な土砂災害防止対策を講じるため、平成 13 年 4 月 1 日に施行されたものでございます。

お手元の資料の 1 ページ目、区域指定までの流れについてでございますけれども、これは国が平成 13 年度に作成した「土砂災害防止対策基本指針」に基づきまして、北海道が平成 14 年度から土砂災害のおそれのある区域の基礎調査を行ってきております。小樽市の区域では、平成 15 年度に銭函地区のほか、4 か所が調査されておりましたが、今回、北海道から避難経路が他の危険箇所とふくそうしていないことや、近くに避難場所が設定できることなどから、銭函 1 丁目 1 地区、ここは礼文塚衛生処理場の裏のがけ地一帯を指しておりますが、この基礎調査結果について、小樽市にこのたび通知がございました。今後、住民説明を行い、住民の理解と協力を得て、4 月以降に小樽市としての意見を回答し、北海道が区域の指定を行っていくものでございます。

次に、資料の 2 ページ目をござんいただきたいと思えます。

当該の「土砂災害警戒区域」の中では、左上の図にありますように、土砂災害から住民の生命を守るために、必要な災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難態勢の整備が図られます。

なお、これらの内容については、小樽市の地域防災計画に記載されることとなります。

また、「土砂災害特別警戒区域」では、右上にありますように、想定される衝撃に対して建築物が安全であるか、建築基準法に基づき建築確認がなされます。

また、図の左下にありますように、宅地の分譲や老人ホーム、病院などの災害時の要援護者、関連施設の建築を行う場合の開発行為に至っては、この許可が必要となります。

さらに、右下にありますように、著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、北海道から移転の勧告が図られることとなります。

なお、今後、北海道では、これらの基礎調査を終えた区域から順次、土砂災害警戒区域指定が行われていきます。

委員長

「小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画の策定について」

(建設) 住宅計画担当 竹田主幹

小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画について、お手元に配布しております資料、小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画の概要に沿って説明をいたします。

なお、それぞれの項目の横あるいは下には、括弧で本編のページ数を記載しておりますので、あわせて本編も御参照ください。

まず、計画の目的と期間でありますけれども、策定の目的は従来の再生マスタープランを見直し、昨年度策定し

た住宅マスタープランに基づく各種居住施策と連携を図り、市営住宅の計画的な建設、改善、用途廃止などを進めることを目的とするものであり、期間としては財政再建推進プラン実施計画期間の平成21年度までを計画期間といたします。

次に、市営住宅ストックの概要であります。管理戸数は市営住宅の40団地、3,612戸であります。入居状況では、入居戸数は2,917戸で、管理戸数に対する入居率では80.8パーセント、政策空き家を除いた実入居率では97.4パーセントとなっています。整備状況では、簡易耐火構造平屋建て793戸、22パーセント、簡易耐火構造2階建て268戸、7.4パーセント、耐火中層2,284戸、63.2パーセント、耐火構造267戸、7.4パーセントとなっています。

耐用年限で見ますと、平成17年度末で耐用年限を超過している老朽住宅は、簡易耐火構造平屋建て住宅の783戸となっています。

設備状況では、浴室が設置されているのは2,677戸、74.1パーセント、水洗化率では2,551戸、70.6パーセント、3か所給湯は1,062戸、30.0パーセント、エレベーターが640戸、22.7パーセント、住戸内手すりは590戸、16.3パーセント、駐車場19団地、1,280台、35.4パーセントとなっています。

応募状況では、平成12年度から応募倍率が5.5倍でありましたが、平成16年度では16倍となっております。また、型別では、1LDKが43.7倍、3LDKが19.9倍となっています。

入居者の状況では、世帯主の年齢が65歳以上が42.6パーセントを占め、高齢化が進行しており、入居年数が25年以上の世帯は28.4パーセントを占め、入居の長期化も進行しています。

居住者の意向ですが、広さや暖かさには満足度は高い傾向にありますが、結露や設備状況は満足度が低い状況にあります。また、家賃上昇を伴う改善は賛否両論あり、ずっと住み続けたいと希望する世帯も51.9パーセントあります。

次に、ストック活用の課題でありますけれども、5点に整理いたしました。

- 1として、長期的な高齢化、人口減少への対応。
- 2として、公営住宅入居者の高齢化への対応。
- 3として、建替え事業の推進。
- 4として、改善事業の推進。
- 5として、施策の検証と見直しであります。

次に、ストック活用計画の基本理念であります。記載のあるように、今後の公共賃貸住宅は高齢単身世帯や高齢夫婦世帯、子供が学齢期にあつて教育費等の負担が大きく、実質的に家計が厳しい子育て世帯、母子・父子世帯、障害世帯等の民間借家市場では適切な住宅の確保が円滑に進みにくい世帯などに配慮するとともに、3,000戸超の公共賃貸住宅ストックが形成されていることから、建替えに加えて既存ストックの適切な維持管理を充実させることに取り組む必要があることから、だれもが安心して暮らすことができる住宅セーフティネットとしての市営住宅の役割強化を基本理念といたします。

次に、ストック活用の基本目標ですが、4点に整理いたしました。

- 1として、老朽住宅の建替え事業、改善事業の推進。
- 2として、高齢者等への対応。
- 3として、きめ細かい適切な管理と入居者対策。
- 4として、民間を活用した多様な公共賃貸住宅の供給であります。

次に、ストック総合活用計画のプログラムを含めた内容でございますが、本編の40ページをお開きください。

40ページに表が出ておりますけれども、そこに住宅別・住棟別活用計画を示しております。そこに選定方針も記載されております。

まず、選定方針として、1次判定では、住棟の経過年数に応じて老朽住宅、中古住宅、新設住宅に分類し、老朽

住宅は建替えあるいは用途廃止候補に分類し、中古住宅は継続判定、新設住宅は維持保全候補、こういう形に判定をいたします。

2次判定では、継続判定とした中古住宅について、く体の安全性、避難の安全性、居住性から判定し、全面的改善及び個別改善方法に分類をいたします。

3次判定では、1次判定、2次判定の結果を踏まえ、総合的な検討を行い、建替え、用途廃止、全面改善、個別改善、維持保全とする住棟に分類をいたします。

その結果は、40ページの下段に記載のある団地ごとの運用方針になっております。

次に、住宅ストック活用プログラムでありますけれども、まず平成21年度までの事業として、建替え事業では、オタモイ2号棟を平成18年度に着工し、引き続きオタモイ3号棟、4号棟をそれぞれ平成20年度、平成21年度に着工いたします。

改善事業では、最上A改良住宅と稲穂改良住宅のアスベスト対策工事を行います。

また、祝津住宅の屋根改修工事に着手をし、さらに設置が義務づけられた家庭用火災報知器の設置や地上波デジタル対応工事に着手いたします。

次に、平成20年度に事業主体が変更される現道菅若竹団地につきましては、平成20年度から改善事業に着手をいたします。

次に、平成22年度以降の活用プログラムでありますけれども、課題といたしましては、オタモイ住宅の建替え事業、若竹団地の1号棟、3号棟の改善事業、家庭用火災報知器の設置、地上波デジタル放送への対応、政策空き家の用途廃止であります。

委員長

「街なか活性化計画の見直しについて」

(建設)まちづくり推進課長

街なか活性化計画の見直しについて報告をさせていただきます。

平成10年7月に国が恒久法として中心市街地活性化法を制定したことから、本市ではこの法律に基づき、平成11年8月に街なか活性化計画を策定し、中心市街地の活性化の推進に努めてまいりました。街なか活性化計画の計画期間はおおむね10年としており、平成11年に策定後、既に6年が経過し、折り返し点を過ぎたこと、また駅前第3ビル再開発事業や大型空き店舗対策事業などの事業を、将来、国などからの支援を受けるために、新たに計画に位置づけることが必要となったことなどから、現行法に基づく街なか活性化計画の見直し作業を進めているところであります。

一方、国では、これまでも中心市街地の活性化のため、さまざまな対策が講じられてきたが、十分に有効な成果を上げている都市は少なく、むしろ深刻化している状況にあることを踏まえ、中心市街地活性化法、都市計画法、大規模小売店舗立地法のいわゆるまちづくり3法の見直しを行っており、中心市街地活性化法、都市計画法の2法の改正について今国会で審議中であり、近々改正法が施行されると聞いております。現行法に基づく本市の活性化計画が法の改正でどう位置づけられるかにつきましては、まだ詳細が示されておりませんが、国や道などからの情報収集を行い、対応してまいりたいと考えております。

委員長

「平成18年第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

(水道)総務課長

平成18年2月9日に平成18年第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会が開催されたので、その内容につきまして報告いたします。

議案といたしましては、お手元に資料を配布しておりますが、職員定数条例、企業長の給与等に関する条例、職

員の給与の種類及び基準に関する条例のそれぞれの一部を改正する条例案の 3 件と、平成 18 年度同企業団水道用水供給事業予算案を合わせた 4 件でございます。

まず、資料の 1 ページと 2 ページの職員定数条例の一部を改正する条例案につきましては、事業計画に基づき、工事等の事業量の増加に対応するため 1 名増員し、現在の職員定数 14 名から 15 名へ改めるものでございます。

次に、資料の 3 ページと 4 ページの企業庁の給与等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、各構成団体等の支給状況等を勘案し、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間、給料月額を 10 パーセント、期末手当を 15 パーセント、それぞれ削減するものでございます。

次に、5 ページと 6 ページの給与の種類及び基準に関する条例についてでございますけれども、国家公務員に適用される一般職の職員の給与に関する法律が改正され、調整手当が地域手当と名称が改められたことから、同様の措置を講ずるものでございます。

次に、資料の 7 ページ以降でございますけれども、平成 18 年度予算についてでございます。

初めに、平成 18 年度の業務内容でございますが、水道広域化施設整備事業といたしまして、導水管を 300 メートル、送水管を 3,640 メートルの敷設のほか、送水管敷設予定箇所測量及び実施設計のほか、浄水場の設計等でございます。

また、水道水源開発施設整備事業として、北海道と共同施工します当別ダムの建設費の一部を負担するものでございます。

次に、予算状況につきましては、資本的収入といたしまして、33 億 1,727 万 7,000 円を計上し、その内訳は企業債、出資金、国庫補助金、構成団体負担金などでございます。

また、資本的支出といたしましては、32 億 8,725 万 3,000 円を計上し、その内訳は建設改良費と企業債償還金であります。

以上の議案につきまして、原案どおり開催日同日に可決されているところでございます。

委員長

次に、今定例会に付託された案件について説明を願います。

「議案第 30 号小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案について」

(建設) 庶務課長

議案第 30 号小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案につきまして説明申し上げます。

稲穂駐車場、駅前広場駐車場及び駅横駐車場につきまして、4 月 1 日からの指定管理者制度への移行に伴い、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に規定する利用料金制を導入し、利用料金を指定管理者の収入として収受させ、管理費用に充当させることから、駐車場事業特別会計を廃止するものであります。

委員長

「議案第 41 号市道路線の認定について」

(建設) 用地管理課長

議案第 41 号市道路線の認定について説明いたします。

今回、議案として提出した 25 路線につきましては、開発行為に伴い、小樽市に帰属され管理していたもので、住宅もおおむね張りつきましましたので、市道として認定するものであります。

市道認定一覧表をごらんいただきたいと思います。

資料 1 の路線名、オタモイ北 1 線を一例として説明させていただきます。

起点はオタモイ 1 丁目 71 番 17 地先で、終点がオタモイ 1 丁目 71 番 8 地先で、実延長が 72.73 メートルで、幅員が 6 メートルから 13.1 メートルであります。

以降の 24 路線につきましては、資料において同様に記載いたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

このたびの認定路線の予定延長は、3,256.13メートルであります。これにより、認定予定分を含めると、市道認定路線は1,495路線となり、路線延長が575.9キロメートルとなるものであります。

委員長

これより、一括質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

新谷委員

市営住宅について

たくさん報告されましたけれども、初めに市営住宅で聞きます。ストック活用プログラムの報告がありましたが、この40ページに出ています用途廃止、この老朽住宅の管理戸数とこの中の実際に入居している戸数は何戸ですか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

40ページに記載があります用途廃止候補になっている住宅の管理戸数は628戸、現在入居しているのが248世帯であります。

新谷委員

オタモイのその住宅は、平成22年度までに合計140戸の建設計画です。DからGまで、計算が間違っていなかったら223人で、差引き83戸が出るのですけれども、この方々はどういうふうになるのでしょうか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

現在のこのストックでは、平成21年度までの計画ということで示しておりますので、今の平成21年度までの建替えの中でもまだオタモイには相当程度残ることになります。それは、平成22年度以降の計画の中で改めて策定をする中で、解消に努めていきたいと思えます。

新谷委員

新しく建設されると考えてよろしいのですか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

この計画の中では、あくまでも4年間ということで示しておりませんが、まだまだそこに課題として整理をしておりますオタモイの住宅の建替え事業の課題として平成22年以降の整備としておりますので、改めて計画の中で推進をするという考え方でございます。

新谷委員

その間に、この用途廃止のそれぞれの住宅がありますけれども、桂岡、塩谷、最上、梅ヶ枝、平成21年までは用途廃止しませんけれども、その後どのようにする考えなのか。

それから、花園共同住宅は、この用途廃止の条件の中では1,000平方メートル未満はもう廃止するというふうなことでは一番先に挙げていますけれども、ここはどうするのか、その辺をお示してください。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

平成21年度までの部分ですから、具体的ないつどうするかということは記載していないというところでございます。

基本的な考え方で整理をすると、桂岡については、まだ居住者がいらっしゃいますので、政策空き家にしておりますけれども、まず集約することを考えてみたいと思っております。この冬の除雪の問題とかいろいろあるものですから、なるべく集約をして、将来的には他の公営住宅への移転という形で考えていこうと。

それから、最上Bは現在14世帯ほどになっています。ここも雪がちょっと大変なものですから、早急に入居者の意見を聞いて、他の公営住宅への移転ということで考えていくつもりでございます。

塩谷につきましては、当面まだ使えるのですけれども、将来的には用途廃止で、その時期については今後の検討という形になると思います。

それから、花園共同住宅は非常に敷地が狭いものですから、もうこれ以上、それと非常に建物も古いものですから、ここは用途廃止ですけれども、この後のどういう形で他の住宅に移転をするかということにつきましては、入居者の希望を聞きながら適切な時期に行きまいりたいというふうに考えております。

梅ヶ枝については、非常に古い住宅であることは確かなのですけれども、改善事業もちょっと入れているものですから、当面の使用には十分耐えられます。ただし、ここもちょっと敷地が狭いものですから、非常に高度利用が不可能だということの中での用途廃止であります。ここも時期的にはまだ明示できませんけれども、他の公営住宅への移転ということの中で、居住者をなくして用途廃止、そういう方針でございます。

新谷委員

それでは次に、平成20年度若竹団地2号棟の改善に着手するということですが、どのように改善していくのか、また1号と3号が一緒でないのはどういうことですか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

若竹道営団地については、築港の方に今道営団地を建てていますので、そこに移転をします。それが平成19年度中の予定というように聞いております。ただし、現在の若竹団地に残る世帯が11世帯ありまして、その11世帯につきましては、今、予定ですけれども、1号棟に集約をするということなものですから、平成20年度に1、2、3号棟全部が一括市営住宅になりますけれども、物理的にまず2号棟から着手しようということを考えています。2号棟の完成が終わったら、1号棟にいる入居者を2号棟に移して、次に1号棟に着手をします。その後3号棟ということで、物理的に順番にやらなければならないということです。

それから、改善の中身ですけれども、今まだ道営住宅なものですから、実際の調査というものをやっているわけではございません。それで、道の方をお願いをして、平成19年度中に詳細な耐震調査とそれからどういうふうにするかということも含めて、いろんな調査を行っていきたいと考えております。その中で、将来的な使い方といたしまいか、そういったものの改善の方法も含めて検討していきたいというふうに思っております。

新谷委員

今、若竹団地の計画も聞きましたし、それからオタモイについても、出る計画は、はっきりはわからないけれども、ありそうだということで、それで全体的にはまだ現在老朽住宅に入っている方々すべてが出るということにはならないと思うのです。その間に新しく入りたいという人で新規募集もありますし、そうするともう絶対的に足りないということがはっきりするわけですね。それで、新しい住宅については、財政状況に合わせて今後どうなるかわからないという中で、民間活用とか出してきているのですけれども、ちょっと具体的なものが見えないのですけれども、その辺もちょっと踏み込んで考えていることがあるのか、どうなのでしょう。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

ストックの中で民間活用という部分については、市有地だとか、それから国有地だとか、そういったような公的な支援のある事業、民間が行う事業、そういうものを一つ考えておりますし、それから借上げ住宅とか、買取り住宅、要するに民間が建ててそれを借りたり、買い取ったり、そういう事業を民間活用という形では想定をしております。現在のところ、平成21年度までの中で、そういった形で事業展開をしたいという民間の方々の事業がないものですから、具体的には出ておりませんが、当然ながら今後の中でそういった事業展開を行いたいという形で出てきた場合には、改めて計画を練り直して、そういったものに位置づけていきたいというふうに考えております。

新谷委員

なかなか市営住宅の希望者にこたえていくということが、今の段階では厳しいのかなというふうに思います。本

当にこの民間活力とはいうものの、そういう業者もないという中で、本当に厳しいのかなと思うのですけれども、せっかくいろんなことをつけたのだけれども、あまり希望が持てないというような感じがするのですけれども、その辺は今聞いても無理でしょうか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

こういう厳しい状況の中では、どこを進めていくかという中では、平屋、簡易平屋、あるいは2階建ての非常に老朽化したところをまず手をつけなければならないという中で、建替え事業を中心になっておりますけれども、若竹の改善事業を入れることによって、全部で178戸を市営住宅にすると、そういった中では供給戸数も一定程度確保できるかなというふうに思っております。そういう中で非常に入居対象も増えている中ではどうなのかという議論もありますけれども、何とかそういう形で少しでも希望にこたえるような措置ができるのではないのかというふうには思っております。

新谷委員

それでは次に、市営住宅で今バリアフリーということで、エレベータがついているところはつけてもらって非常によかったということで、助かるということで喜ばれているのですけれども、階段の手すりは、右側についているのですよね。右手が不自由な方には使いにくいということで、両側につけてもらえないかという要望があるのですけれども、これはぜひお願いしたいのですけれども、いかがですか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

階段の手すりは既存の住戸全部についております。今、片側しかついていないのです。それで、物理的に狭くなるという状況もあって、なかなかつけられない状況もあると思っておりますけれども、1棟、1棟、入居者がどういう希望を持っているのか、それも実際に聞きながら個別に対応してまいりたいというふうに考えております。

新谷委員

ぜひお願いいたします。

それから、火災報知器なのですけれども、これは自己負担でやるのですか、それとも市がやるのですか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

小樽市で設置いたします。

新谷委員

小樽公園再整備について

今、説明のありました、小樽公園の再整備なのですけれども、この中で、私が前から言っているこどもの国です。とりわけ小動物園に関してなのですけれども、この中で民間との協働による運営とあるのですけれども、これについてどういうことなのか、詳しい説明をお願いします。

(建設)建設課長

こどもの国の小動物園につきましては、触れ合いというテーマを現在考えております。これにつきましては、夏の間だけ開園ということで、冬の間は里親制度とかボランティアというものを考えておりますが、民間という言葉は、そういった里親やボランティア制度をメインにして考えますが、サブ的にももしそういった方が現れない場合は、そういう民間の力もかりてという意味で記載してございます。

例えば、札幌には移動動物園みたいなものがございますし、そういったものも使えないかという検討も加えたいということがございます。

新谷委員

移動動物園ということであるようではございますけれども、この料金が決して安くなさそうなのですよ。ちょっと調べてみたら、これは会社によって違うと思うのですけれども、35種、200頭で44万4,700円、こうなると、入場者からお金をもらうというふうになるのですよね。

(建設)建設課長

まだ具体的にどこの業者がどういった形態で運営するかということまでは深く詰めておりませんが、当然公園の一部ということなるべく低廉なものとしていたいと考えております。

新谷委員

さっき、これからのスケジュールを聞いたときに、ちょっと聞き取れなかったのですけれども、このふれあい動物園の開設は何年ごろになるのですか。

(建設)建設課長

平成18年度は普通にオープンしますが、平成19年度、本格整備を予定しております。

新谷委員

小樽公園再整備基本計画では冬期の動物の受入れが整ってから整備すると書いてあるのですが、どうですか。

(建設)建設課長

こどもの国につきましては、18年度は開園しておりますが、動物園機能につきましては、今の動物は引取り先を検討しておりまして、そのめどを今8月ぐらいに考えております。ですから、こどもの国は運営しますが、動物を見学するということについては、8月ぐらいで終了させていただこうと思っています。

新谷委員

まだまだちょっと見えないところもあるのですけれども、この小樽公園再整備、私はこれに対しては意見はありますけれども、しかし、子供、それから高齢者、障害者に配慮したということで進めておりますので、あまり時間を置かないで進めていただきたいと思うのです。

それから、この図面の中で、公会堂の前を石畳にしているのですよね。それ見ればいいと思うのですけれども、高齢者の方が、つえをついて歩く、そういう場合にこの石と石の間にひっかかって転びやすいとか、あるいは車いすの場合、ガタガタするとか、そういうことがあると思うので、これはちょっと考えた方がいいのではないかなというふうに思います。これは私の意見です。

(建設)建設課長

この石畳につきましては、現在いろいろな素材が出ておりまして、本物を使わなくてもあまり凹凸のないものもございまして、運河とかそういったところを参考にしながら、歩きやすいものを考えていきたいと思っています。

新谷委員

今、運河のことが出ましたけれども、運河の石畳について、実は障害者の方から要望が上がっているのですよ。非常に振動があって苦痛だということで、直してもらいたいという要望が今出ているのですよね。ですから、そういうこともありますので、ここは十分検討していただきたいと思うのです。

それから、駐車場なのですから、いつも問題になるのはグラウンドですね。ここでスポーツ大会が開かれたときに、路上駐車をしてしまって、それで交通障害になっているということが問題になるのですけれども、この新しい図面で見ても、近くにそんなに駐車場がないように思うので、また同じことが繰り返されないのかなという気がするのです。そこで、交通規制だとかということが出ているかもしれませんが、むしろ私が前に質問したこともあるのですけれども、歩いてみて、片側だけだったら駐車できるスペースがあると思うので、こういうところはむしろ駐車を許可するようにした方がいいのではないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

(建設)建設課長

駐車場につきましては、将来的には集約するような形で、園内の道路につきましては、通過交通は抑制するような形で考えております。ただ、一気にそういった規制というのはできませんので、当面は一方通行なりそういったもので、混雑の緩和を考えていきたいと思っています。片側にとめるというのは、やはり歩行者の安全性のことを考えますと、一方通行とかそういったものの規制で園内には原則駐車を御遠慮していただくというのが、今のこの基本

計画の考え方となっています。

新谷委員

まだ結構難しいところがありますけれども、それでは次に移りますが、この計画、市民の皆さんにお知らせをするということなのですが、また改めて市民から御意見をいろいろ聞くのですか。

(建設)建設課長

4月からこの基本計画を小樽市のホームページに掲載しようと考えています。そういった中での御意見をお聞きして、もし実施に参考になるものがあれば取り入れていきたいと思っています。

建設部長

市民の意見は基本計画をつくる段階で得たというふうに理解をしておりますので、今回の周知については、こういう基本方針がまとまっているので、スケジュールもあわせてお知らせするというので、周知ということベースにということになります。

新谷委員

ですけれども、まだ意見があった場合、いいものは取り入れる、それからそういうことも参考にしながらやっていただきたいと思うのですよね。やはり計画をつくる段階で、市民からいろいろ聞いて、動物園も小動物園として残すということになりましたけれども、やはり意見のある場合は積極的にどんな場合でも、参考になるものはしていくという立場でやっていただきたいと思います。

除排雪について

それから次、除排雪に移ります。

今年度の除排雪の委託料が4,130万7,000円増額をしております。この委託料の支払方法というか、どういうふうにして業者に払っているのか、教えてください。

(建設)雪対策課長

今年度の委託料の増額分、まず4,130万7,000円、これにつきましては、平成18年度の部分ということでありまして、昨年度も9億4,000万円、今年度も同じ9億4,000万円になりますけれども、委託料につきましては、排雪量等を増やす中で4,000万円ほどアップしている状況でございます。

それと、今年度の計画の中での支払方法ということでもありますけれども、これにつきましては、前払金という形で、それぞれ12月、1月、2月と3回に分けて、落札金額、契約金額の中から20パーセントずつ支払うような形になっています。

新谷委員

その場合、そういうふうにしてお金を3回に分けて支払って、あとは業者の判断で、もちろん1種、2種、3種の出勤基準がありますよね。それはその各ステーションごとに業者に任せているということですよ。

(建設)雪対策課長

除雪につきましては、当然業者の管理になるものですから、出勤基準がございまして、それぞれ1種でありますと、10センチ以上の積雪が見込まれるときとか、基準でありますので、これにつきましては、各ステーションで判断をして出勤をしているというものでございます。

新谷委員

これは前払金制度と同じようなもので、先にお金を渡して、そしてあとは出勤基準に従って除雪をするというのですが、1種路線なのに何でこんなに除雪が悪いのかなというところがあるのですよね。それで、これだけ雪が降ったから、当然除雪車が来てもいいのになと思うときに来ない。あるいは、そうでないときもありますよね。だから、今、基準がきちんと守られているのかどうか。昨日もちょっと苦情があるというようなことも出ていましたけれども、ステーションによって任されているので、よくやるステーションと、それからそこそこにやる、そうい

うところがあるのではないかなという気はするのですよね。そこら辺はどうなのでしょう。

(建設) 雪対策課長

出勤基準につきましては、仕様書に載ってまして、それに基づいて業者の方で判断して出勤しているわけがございます。ただ、気象状況というか、雪の降り方によりまして、当然 1 種路線でありますと午前零時、遅くても午前 1 時ぐらいからスタートする段階では、それぞれの降雪量を想定する中で、それが 10センチに満たなくても出勤をかけている状況がございます。逆に、出勤をかけないで、早朝雪が降ると、もうそういう中ではうちの方の出勤が間に合わない段階で、朝方になると全く除雪が入っていないという状況もありますけれども、その辺につきましては、それぞれ業者の方で午前零時ぐらいまでを基準にして出勤するような体制をとっている状況でございます。

新谷委員

当然作業日誌をつけているわけですが、途中でそういうものをチェックして、きちんと除雪に出勤したものに合った料金になっているのかどうか、そこら辺は当然検証する必要があると思うのですが、どうでしょうか。

(建設) 雪対策課長

当然業務日誌というのはつけておまして、それぞれ業務日誌の目的は降雪だけでなく、路面状況等の把握だとか、それぞれの違う地域での雪質のチェックだとか、いろいろな形のものがあります。それにつきましては、ステーションの担当職員がそれぞれ随時点検している状況でございます。そういう中で、今言いましたように、除雪の出勤基準だとかもきちんと見るような形にはしておりますので、その辺を有効に使うというのはまた今後私どもの方でも考えていきたいというふうに思っております。

新谷委員

それから、砂まきなのですが、地元のことをよく知っている業者をお願いしたいという住民要望です。やはりなれている、わかっている人は、ここが危ないから少し多めにまくとか、あるいはここはそうでもないからということで、やはり状況をよく知っている人、とりわけロードヒーティングを片方切ったりとかいう中で大変滑りやすい、今年なんか特に滑りやすかったのではないかなと思うのですが、そういう砂まき路線については、よく熟知している業者をお願いをした方がいいのではないかなと思うのですが、

(建設) 雪対策課長

砂まきの関係でございますが、今回、それぞれ入札行為がありまして、業者名が変わっているものもございまして、実際私の方で調べましたところ、業者としては従来どおり変わっていない形でやっておりますので、地域に聞いていませんけれども、委員のお住まいの方で言いますと第 3 ステーションから第 4 ステーションになるかと思うのですが、企業体の構成員としての名前は出ていませんが、実際には下請という形で従来どおりの業者が行っているということを確認しました。ただ運転手がかわったとか、そういうことがないかどうかは私の方でも一度確認したいと思っております。

新谷委員

ロードヒーティングについて

それはこれで終わりますけれども、ロードヒーティングです。なかなかはいとは言わないのですが、専決処分で清風ヶ丘の砂まき車が、新光町で滑って、車にぶつけて損害賠償をしたということがありますけれども、あそこは本当に生活道路ですが、非常に危険で、そして高齢者も増えているのですよね。それで住民の方が、埋まったトラックを助けに行くと、そのトラックが今度滑ってしまって、幸い事故にはならなかったのですが、非常に危険な目に遭ったということで、たびたびそういう事故等もあるのです。結構砂をたくさんまいてもらっているので、事故が少なくなったというふうには聞いているのですが、そういう危険なところなので、これは一例として挙げたのですが、やはり市内を見ると必要なところがあると思います。それだけたくさん陳

情が出ているということは、危ない、危険だということで出ているわけですから、苦しい財政の中ですけれども、何とか安全のために一か所ずつ増やしていくとか、そういうふうにはできないのでしょうか。

(建設) 雪対策課長

ロードヒーティングの敷設についてでございますが、たくさん陳情が上がっておりまして、今言われたところは施工になったという形で聞いております。それにつきましても、こう配は13パーセントから19パーセントということで大変きつい路面でありまして、私どもの方としては生活道路という認識の中では、ロードヒーティングを新たに設置するというのは大変難しい状況にあると考えております。その対応策といたしましては、砂の散布ということで、その箇所につきましては、砂箱を3か所ほどつけまして、市の方でも砂まき対応していると。ただ、散布車につきましても、初冬期、それから今の雪解けのこの時期の気温が低下した時期というのが一番やはり危ない状況なものでありますから、その辺につきましては、再度こちらの方で、十分点検しながら砂散布で対応していきたいというふうに考えております。

新谷委員

何回聞いても同じ答えて、前進はないということで、非常に住民の方々が失望しているのですけれども、前にも言いました、今年の予算も613万円減っています。北電の電気代だということなのですけれども、どこかやりくりして、住民の皆さんの命の安全を守るために少し努力していただきたいなと思います。

マンホールのふたについて

それから、除雪というか、雪に関してなのですけれども、下水道のマンホールのふたについて、断熱材が張っていないところが雪道に大きな穴があいて、そこに車をはまってしまって動けなくなったとか、それから古沢議員は大分前に車ごとひっくり返ってしまってということがありまして、断熱材を張るようになったというふうに聞いているのですけれども、この進ちょく状況が今どのくらいですか。

(水道) サービス課長

下水道のマンホールの断熱ふたの設置状況についてであります。冬期間マンホールの上の雪が解けまして、圧雪道路との間に段差ができて危険だということで、昭和62年から試験的に朝里地区で断熱材の張った道路の試験を行いました。63年度から本格的に管きょ工事で整備しておりますが、平成16年度末でマンホール設置個数は1万4,441か所でございます。このうち断熱ふたに交換しているものが8,239か所で、整備率といたしましては、57.1パーセントでございます。

新谷委員

そうですね、そんな昔からやっているのですね。昭和63年から始めて、今まだ57.1パーセントということですが、今年は気をつけて見ていたせいか、あちこちの穴がずいぶん気になったのですよね。それで、本当に私もそこに埋まってしまって、出るのに大変で、近所の人がつるはしを持ってきて助けてくれたということがありますけれども、特に歩道が確保されていない場合、歩いている人もやはり危険なのですよね。そういうことがありますので、これはもうちょっとスピードを上げてやっていったらどうなのでしょう。

(水道) サービス課長

ここの整備についてでありますけれども、管きょ工事、新設工事につきまして、すべて断熱ふたで施工しております。過去に、62年以前に施工した部分について、まだ断熱ふたに交換していない部分がございますが、道路の中でマンホールの位置等により必要のない部分も中にはあるかと思えます。また、除雪等により1種路線等、除排雪が行き届く路線もございますので、その部分もいろいろ勘案しまして今後パトロール等の経過、それから、市民からの情報や協力を得まして、効率的に整備してまいりたいというふうに考えております。

新谷委員

いつまでということではないのですね。その時々ということは、いつ終わるかわからないと。必要のないところ

もあるかもしれませんが、やはりもう少し計画的に整備していただきたいです。これ 1 個やるのに高いものなのですか。

(水道) サービス課長

大体今 1 個 8,000 円ぐらいするものでございます。

新谷委員

本当に計画的にやっていただきたいと思うのです。たまたま歩いていたところで危ないところもあるので、一個一個やるというふうに、もうちょっと計画的にできないかなと思うのですけれども、どうですか。

(水道) サービス課長

近年の設置実績でございますけれども、平成 14 年度が 78 か所交換しております。平成 15 年度に 48 か所、平成 16 年度には 35 か所と、減少傾向にございまして、市内のほとんど、今年につきましては、委員の方にもいろいろと御指摘を受けまして交換した部分もございまして、平成 17 年度につきましては、20 か所交換しております。そういう状況で、ある程度危険な箇所につきましては、断熱ぶたの交換は進んでいるのかなというふうに考えております。

水道局 下水道担当 原田次長

計画性を持ってスピードアップをしていただきたいという御要望でございますけれども、この断熱材のマンホールというのは、降雪量であるとか、除雪の状況との因果関係が非常に強うございます。そういう意味では、年度ごとの雪の降り方によっても状況が非常に変化するということがあって、今施工していないところを全部やるべきかどうかという議論が一つございます。全部やるのがベストだというふうに思いますけれども、今のいろいろな使用料の落ち込みだとかそういう状況の中で、なかなか厳しい経営状況もございまして。そういうことで、今の整備状況が 57 パーセントでありますけれども、先ほどサービス課長の方からも説明がありましたけれども、ロードヒーティングを設置している場所であるとか、国道・道道の場所だとか、1 種路線のマンホールのところだとか、そういうところは除雪・排雪が行き届いてございますので、それほど早急に整備をすることもないのかなというふうに思っております。どちらかというところ除雪の 2 種路線であるとか 3 種路線が相当段差が大きくなっているのかなというふうに思っております。その辺を再度整備状況とあわせて、今現状どういうふうになっているのかというのを一応点検をして、その中でどういうスピードでやっていくか、内部で調査を行っていききたいと思います。

新谷委員

はい、わかりました。本当にロードヒーティングや除雪の関係があるのですよ。今おっしゃいましたけれども、そういうところが、まちなかはどうかは知りませんよ。まちなかは段差解消とか進んでいるからいいのしょうけれども、郊外の方へ行くと、ロードヒーティングの切れたところがぱっと雪がたまって、固まって氷状態になって、そういうところが解けて、はまったのですから。やっぱりそういう状況があちこちにあるのですよ。なかなか計画的にならないという中で検討とおっしゃられましたけれども、悪いところがあったら要望していきますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

松本委員

除雪について

佐藤委員が、昨日、予算特別委員会の総括質疑で除雪苦情の対応ということで質問をしたところ、具体的に再考するという助役、除雪対策本部長の答弁を引き出して、新聞のタイトル記事になりました。

苦情への対応は本当に悪い、これはそう思います。それで、昨日の質問では、市の職員が苦情の対応をして、市

の職員が悪く思われているよという質問だったのですけれども、私の方は市の職員がいないからできないのだという対応なのです。それで、市から出動命令、許可がないので行かれませんかという対応なのです。それで、10センチを超えたら除雪は行けるのだけれども、排雪と除雪の両方兼ね合わせて何か対応しているのではないかなというようなどころがあります。ところが、除雪で雪を持っていく場所がないので、排雪と同時にやらなければならない場所もあるものだから、排雪と除雪を両方加味して、それをちゃんと説明しているのならいいのですけれども、説明しないで、ただ市から許可がないから行けないのだと、これの一点張り。それで、そういう対応について、業者を教育する、指導するということだと思っておりますけれども、いくら今度指導しても、業者はもうかかかかして仕事しているのです。もう一生懸命仕事をしている。それで、雪がどんどん降る。そうすると、苦情もどんどん来る。もう冷静さを欠いた対応というのがあるのではないかなというふうに思います。それで、昨日の質問では、苦情の窓口を一本化したらどうかということを書いて、総体的な再考の中にそういうことも入るのかなと思うのですけれども、答弁の中では、各4ステーションで状況が違うので、一本化は難しいようなことも書いていました。そうすると、私はまたこれも再考に入れてほしいのだけれども、市の職員がいないからそういう状況が生まれるのであれば、これは機構改革に逆行するのではないかと思いますけれども、せめて各ステーションに1名ずつ市の職員、この5か月間だけでも配置したらどうかと言いたくなるのです。これも市の総体的な再考の中に、次年度に向けての検討に入れていただきたいと思うのですけれども、そういう面ではどうでしょうか。

建設部長

昨日も答弁をさせていただきました。重なる部分がありますけれども、まず実態としまして、各ステーション、業者側の方では、作業処理という者がついて、苦情の対応をしているのです。一方、各ステーションごとに市の職員を1名ずつ配置してございまして、四六時中その部分で苦情を整理していませんけれども、対応はしている。そのほかに、除雪対策課の方に市の職員が張りついていますので、そちらでも苦情を受けていますし、とにかく今年は大変雪が多いということで、1月の上旬から建設部の課長職全員が輪番で土日、苦情対策というような形で対応をさせてもらった。それだけの対応をしたのだけれども、やはり今回のような異常な雪の降り方があって、体制は組んだのだけれども、現行システムにやはり問題ありだという反省もあるものですから、昨日、除雪対策本部長の鈴木助役から答弁申し上げましたように、一本化の反省点も含めて今後どうするかということまで踏み込んで考えたいということでございますので、それが最終的に組織改革の部分まで超えるかどうかは別にしても、来シーズンの除雪までには体制の再構築はするということは、これはしているところでございます。

松本委員

その再考の中にもう一つ入れてほしいのは、今日陳情第80号が出ていまして、桂岡1号幹線の歩道の除雪ということで、現地視察がありました。私は、現地人ですので、毎日見ているので同行はしませんでしたが、あそこだってやってやれないことはない。それをやるときは、どういう方法で、どういう範囲で、どのようにやればいいのか。今陳情が出たからって、もうこの時期ですから、今すぐ、どうのこうのということにはならないので、これもやる方法、両側やるのか、片方をやるのか。高圧線の下バス路線のところは小樽側だけはやっているのですよ。そして、やるのでも全部出すのではなくて、歩道の真ん中をずっと下の方へ切っただけでもかなり違う。歩道が雪捨場になっている現状だから、皆さん便利に歩道を使わせていただいていると言っても過言でない。それも次年度に向けてその再考の中に入れていただいて、どの範囲をどの程度、どのような方法でやるかということを検討いただきたいのですけれども、いかがですか。

建設部長

今、御指摘のように、今の視察の場所以外にも、雪出しというのは非常に除排雪に大きく悪さをするといいのでしょうか、せっかく取っても、朝取ったら晩にはもうふさがっているというような状況もあって、やはり市民の方々のモラルという部分もあるのですね。そのときに、まさにこれまで市民の方と面と向かってなかなか議論ができな

い部分もありましたので、これについてもやはり市民の方々と懇談会といいたしめようか、建設的な意見もあるという会をつくって、我々も言うべきことは言わせてもらい、自分方の言うことも聞くというような話の中で、それは一遍にできませんけれども、複数回かけて、やはりお互いの主張を改善するような方向で話し合いを進めたいというふうに考えてございます。

松本委員

耐震偽装について

耐震偽装ですけれども、小樽に 2 件あったということで、そらっということ、かなりのマスコミが集まったのですけれども、大したことはなかったというのが現状です。それで、1 件目は、2 階の賃貸住宅は特定行政庁の小樽市が確認をしたということで、問題ないということだったので、もう一件、民間の検査機関が検査したということで、あの時点ではまだわからないと、まだ今もわからないのかもしれませんが、あれはその後どうなっていますか。

(建設) 確認申請担当 佐藤主幹

小樽市が確認したものは、先日も報告いたしましたように、安全上支障がなかったということです。

民間につきましては、平成18年3月8日、文書におきまして、確認機関に安全のチェックをするよう求めてございます。この民間確認機関によりますと、安全の確認作業までにおおむね2週間を要するというところでございますので、まだちょっと計算途中ということで、その回答は小樽市には来ておりません。

松本委員

それで、浅沼2級建築士がやった2件だということなのですから、2級建築士にこれを丸投げした元請の設計会社の責任というのは非常に大きいと思うのですけれども、元請の肝心かなめの設計士、これは発表しないのですか。

(建設) 確認申請担当 佐藤主幹

実際に偽装されて問題ありとなった物件については、これはそういう公表ということがあり得るかもしれませんが、現在、小樽市の物件でそういう事実が確かめられておりませんので、確かめられていない部分について公表が適当かどうか、これはちょっと慎重に考えなければならないと思いますので、今の段階では私どもは公表はすべきではないというふうに思っております。

松本委員

それで、この耐震偽装事件の再発を防止したり、建築物の安全性に対する国民の信頼を回復していくために、この建築基準法とか、建築士法を改正しなければならないという動きがずっとあるのですけれども、改正するというふうに聞いていますけれども、その点については現段階ではどうですか。

(建設) 確認申請担当 佐藤主幹

このたびの姉齒事件を契機といたしまして、国土交通省では大変大きな問題ということで、社会資本整備審議会に諮問して、その法改正についていろいろ審議していただいていたところですが、このたび法改正の骨子がおおむねまとまったように聞いております。まだ国会に提出されておられませんけれども、案という段階で、私どもは6項目で聞いてございます。

松本委員

簡単でいいですから、その6項目について説明してください。

(建設) 確認申請担当 佐藤主幹

一つ目といたしましては、建築確認、それから検査の厳格化ということで、現在、建物の検査につきましては、一定規模以上のみについて民間に新たなチェック機関をつくりまして、構造計算のチェックをさせようとか、確認申請の日にちが現在21日以内の確認となっておりますけれども、これを最長70日まで延長させようということ

ございます。

それから、指定確認検査機関の業務の適正化ということで、民間の機関を主体といたしまして、人員の体制ですか、情報の開示というものを求めています。

それから、国が指定した確認機関、知事が指定した確認機関に対しても、現在、特定行政庁は立入検査という権限はございませんけれども、この辺のところもあわせて特定行政庁が監督できるようにするというようなことでございます。

それから、もう一つ大きなのは、特定行政庁に出された確認申請の図書の保存年限とは今ないのですけれども、この辺も決めようというところが大きなところでございます。

松本委員

それで法改正がなされるとしますので、それを見守りたいと思います。

住まいのセンター構想について

住宅の計画の中で、ストック総合計画ともう一つ柱になる住まいのセンター構想は今どうなっていますか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

住宅マスタープランの重点施策の一つとして、住まいのセンター構想ということなのですが、これは市民の皆さんがいつでも住まいのいろいろな、例えば今のような耐震偽装も含めてですけれども、それからリフォームの相談だとか、それから空き住戸の相談だとか、そういった総合的なものを民間サイドでつくっていかうという構想です。いろいろな相談業務は小樽市もやっているのですけれども、民間サイドの方でそういったものを構築しようということです。

それで、いろいろ問題点だとかたくさんあると思ひまして、一定程度札幌市で進んでいるものですから、実は昨年の12月に建設関係の方々を中心にそういう構想なり、そういったところの情報提供や、問題点のいろいろ話し合いを、ちょっと持ちました。まず、その中では、住まいのセンターをつくるということ自体については一定の理解を得られたというふうに思っていますけれども、どういう組織体制にするのかという問題や、市民の本当のニーズはどこにあるのかといったようなことがいろいろと話し合われまして、そういったことをもう少し深く追究していかなければだめだという結論になりました。今後、次年度も含めて、もう少し関係者の皆さんの意見聴取を行いながら、少し研究を進める必要があるなというふうに思っておりますので、次年度以降、そういった形でまた懇談会なり研究を進めていきたいというふうに思っております。

松本委員

政策空き家について

それで、このストック計画の方なのですけれども、おおむね大変よくできているなというふうに思いますけれども、先ほども質問で出ました。この中でずっと見ていて一番気になるのは、政策空き家の桂岡85戸、最上42戸、長橋80戸、これがどうも気になって、オタモイの方は建替えになりましたからこれはいいとして、この特に長橋なんかは入居者ゼロです。それで、この三つは先ほどの質問にもありましたけれども、待っていたら建替えになるのかなというところもあったのですけれども、それはもうないと。もうそれこそ取り壊すのを待っているみたいなのもなきにしもあらずなのですけれども、この3か所について、地権者はどこですか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

3か所とも底地は市のものでございます。

松本委員

それで、壊すとなると費用がかかるから壊さないでただ置いてあるのだということですが、除雪だとか、あるいはつぶれたら危険だからと屋根の雪おろしだとか、あるいは近所が猫の住まいだとか、何か車まで放置してあるところもありますし、非常に環境によくないということなのですけれども、ずっとこの計画の平成21年度まで

ただ壊さないでおくということでもないでしょうけれども、その政策空き家についての今後の対応は、どういうふうに考えているのか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

平成21年度までは、残念ながら今の状況の中で、きちんと管理はいたしますけれども、取壊しということがちょっとできない状況にあります。今後の部分につきましては、平成22年度以降、できるだけ早い時期に、長橋はもうありませんけれども、入居者がいなくなった段階で用途廃止といいますか、取壊しをしていきたいというふうに思っておりますけれども、ただそれもかなりの数がございますので、順番にということにはなろうかと思えます。これからの財政状況もいろいろ判断をしながら、早い時期には何とか取壊しの計画を立てていきたいというふうには思っております。

松本委員

集約だとか、移転だとか、やはりあくのをただ待っているのではなくて、そういう方法もとった方がいいのかと思います。それと市の土地なので、早いところ土地の有効利用というのですか、有効利用できないのなら、今財政難だから売却して、結構いいところもあるので、特にいろいろな福祉施設などを建てるのにはいい場所とかもあるものですから、ぜひ早いところ取り壊して集約して移転して、土地を活用するという方向に持って行ってほしいと思うのですけれども、どうですか。

建設部長

基本的には、施策的に跡地利用という部分の議論があって、例えば長橋なんかは、ああいった急坂なところに何がいいのかという議論、ひとつなかなか市で使えるような土地でもないなということがだんだんわかりつつあると。そういう中で、今、委員もおっしゃっているように売却ということも考えるわけです。そういったことの中で、庁内でどういう方法がいいのか、広いスタンスで検討していくべきだと思っていますので、ある程度時間をいただきながら検討したいと思います。

前田委員

市道認定の基準と効果について

今、報告の中で、16本の市道認定の報告がありました。それで、単純な質問なのですが、この市道認定を受けたことによって何かメリットというか、恩恵があるのかどうか、まずこれについて。

(建設)用地管理課長

市道認定のメリット、効果という御質問でございます。市道認定されますと、道路法による道路管理者の責務が生じます。そういった中でいけば、常時維持・管理、そういったことに努めながら、施設等の安全確保という形になります。そして、市道認定ですから、住民の御要望でございます側溝整備だとか、新たな整備、それから除排雪等の管理等もありますけれども、そういったことでも一応市の方で考慮していかなければならないといったようなことです。

前田委員

それは建前なのですけれども、実際はどうなのですか。

建設部 土木担当 関野次長

課長の方から、メリットの話があったのですけれども、1点漏れていたものですから、もう一回ちょっと私の方から説明させていただきます。

市の方に入る地方交付税の算定の中で市道認定の延長があったのです。市道が延びたことによって、当然それに伴って交付税措置の金額が増えるという、そういうメリットがあります。

前田委員

だから、今以外の説明があったのだけれども、その実態はどうなのですか。除雪だとか、維持・管理等、これらは全部きちんと等しくみんなそうなっているのですか。

建設部 土木担当 関野次長

あくまでも道路法の網がかかっていますので、当然それに向かって我々は努力しているところです。ですから、道路の機能、交通量とか、利用のされ方が当然違います。その中で、我々が優先順位を決めて整備をしているところがございますので、当然市道認定されていても、まだ砂利道で終わっているところもございますし、除雪につきましても 1 種、2 種、そういう違いを設けてランクをつけて対応をしています。

前田委員

交付税の対象になるからということで、まさかそれだけでこれをやっているのではないのですよね。その恩恵を受けるがために、まだまだつくり出しているということですか。

建設部長

説明は、課長、次長から申し上げましたけれども、まず認定をする原点は、それなりに住宅が張りついていた、まさに道路法でいう整備が必要な状況までレベルアップしたことを認めて、市道認定という形をとるのです。当然整備についても、とりあえず側溝整備だとか、路盤整備、すべて順次、財源に限られるわけですから、整理をしながらやっていきます。一方、道路法で言う道路ですから、当然、冬の除雪に関しても、その道路の交通量や通行する歩行者数なども合わせまして、1 種、2 種、3 種に分けて、さらに除雪のルールを当てはめて除雪の作業に入るということなのですね。そういうのは、確かに地域にとっては、今言った道路整備が、一定の基準がある除雪の安定した供給を得るといふ点では、地元としては意味があるというふうにとらえても構わないと思っています。ただ、民間側の得る部分と行政側で得る部分ということで、あえて行政側の得る部分を話したということでございます。

前田委員

それで、通り抜けできない道路だとか、そういうのは市道認定にはならないのだよというようなことをよく聞くのですけれども、今こうして地図なんか見ると、袋小路になってまた戻ってくる、通り抜けできない道路もなっているのですけれども、これは何か規格とか考え方とかあるのでしょうか。

(建設) 用地管理課長

今、袋小路という話が出たのですけれども、今回認定したものについては、開発許可完了道路、都市計画に基づいて開発許可が終わって、完了告示と同時に小樽市に帰属されて管理をしている路線の認定で、路線として提案させていただいております。したがって、認定基準に当たりましては、ある程度の幅員があることとか、それから住宅の張りつき状況、幅員、こう配、それから支障物件がないこと、これから除排雪等を含めまして回転する行きどまりの道路でないこと、公道に接することとか、いろいろな管理基準がございます。そういった中で総合的に判断してやっております。過去の古いものについては、おっしゃるとおりそういった箇所があるかもわかりませんが、今の管理基準につきましては、昭和62年から認定する部分というのは定められておりますけれども、それに基づいてやっております。現在ではあまり袋小路という形のものについては認定をしていない状況でございます。

前田委員

地元のことでここを見ると、桜町のところはなっていて 2 か所かな、これの除雪なんか旧来はどうだったのか、認定後はどうなるのか、この辺をお聞かせください。

(建設) 用地管理課長

今回以後、一定程度の認定の路線の候補につきましては、一定程度除排雪等も管理されている、入っていられるといった状況の中で、今回認定しております。それから、回転広場という形で行きどまりになっていますけれども、13年間から15年間回転広場、旋回広場という形のもので管理基準の中にも書かれておまして、そういった中でや

っております。回転できる形です。

前田委員

全然聞いていることに答えてくれないのだけれども、今、旧来は除雪なんかは入っていたのか、若しくは入って
いなかったとすれば、これから認定になったことによって入ることになるのかということを知っているのです。

(建設) 用地管理課長

この部分につきましては、管理道路という形の中で従来排雪はしておりませんが、雪割りという形で対応してい
る場所があります。これについては、引き続き雪割りということに対応する考えであります。

前田委員

では、年に 1 回は入るとのことだ。

(建設) 用地管理課長

はい、ただ捨てるという形ではなくて、前の方に広場があるものですから、そこへ雪を出して積むという対応をし
ております。

前田委員

そうしたら、回転広場にならないでしょう。

(建設) 用地管理課長

回転広場に積むのではなくて、市は広場があるものですから、そこへ出したり、ロータリで大通りの方へ出したり
するという形で対応しているということです。

前田委員

いずれにしても、年に 1 回は入って、雪割りという形でも入るとのことだね。

(建設) 用地管理課長

はい。

前田委員

カルバート等への落書きについて

建設部の方の所管の関係で、橋脚だとか、カルバートだとか、擁壁だとか、そういうものそれぞれ管理している
ものがあるのだらうと思います。これらはどの程度ありますか。

(建設) 維持課長

個数は今確定したものは持ってきておりませんので、ちょっとわからない状況です。

前田委員

おおそでも結構です。

建設部 土木担当 関野次長

個数ということは、大変申しわけないのですけれども、物としては、一つは雨水きょ、雨水きょとは下水道事業
で整備した部分を建設部の方で管理しているのですけれども、地下にもぐっていますが、川の水の流れ、雨水きょ
と呼ばれるものがあります。それがまたカルバート構造というものがありまして、あとそのほかに簡易なものは、
橋のような構造になっているものでカルバート、物としてはそういうものがカルバート構造としてあります。あと、
道路の擁壁なんかについても、一部カルバート構造でつくっているものがあるかと思えます。大体構造としてはそ
ういうことです。

前田委員

何を聞きたいかということ、道路の下の通り抜けのカルバートとか、そんなようなことを私は想像していたので
すけれども、それで地元のことというか、これは東小樽地区から朝里方面を見て、船浜町の国道の下もカルバート
が浜の方へ行って、あと、望洋台から朝里温泉に抜けるお寺のところ、観昌寺から抜けるところのカルバートとい

うのか、ちょっと大きなものだけれどもトンネルのようなもの、あそこもそうだった。そのほかにも見られるけれども、結構落書きというか、度を越えた落書きだものね。何か芸術家が大作を制作したような状況が見受けられるのです。それで、これらの被害というのが、通報を受けたことというのが、この辺の実態をどのようにとらえられているか、把握されているか。

(建設)維持課長

委員がおっしゃられた場所は、ちょっと昨年度やっておりませんが、昨年度は砂留の歩道橋だとか、星置のバイパスの下の橋脚部分、それから地下歩道みたいな部分、要するに人気のない、人目につかないというところで、ペンキの大作が結構書かれております。それで、そういうところは新しくペンキを塗り直すか、サンダーで一回削り落として、またそこにペンキを塗り替えるという形で、あとトイレもログハウス調のトイレがつけてありますけれども、そのトイレにもいろいろな落書きが書かれております。これはイタチごっこが続いているという状況で、現在、もうやってもやってもまた後からやられるというような状況であります。

前田委員

それで、みんながみんなではないのだろうけれども、私が見るところ、何か同じような人がやっているのかなという印象があります。要するにタッチというのが、手筋というのが、似ているんですね。それで、この犯人というか、何か特定されたりしたこととか、通報があったり被害届を出したりしたことはありますか。何かああいうものは、公共物なので、何とか罪とかというのがないのでないのかと思うのですが。

(建設)維持課長

公共施設で物が盗まれたとか、そういうときは、警察には被害届は出すのですが、ああいうようなペンキでかかれて被害届を出しても、まず捕まらないというような状況なものですから、一応私どもの方は、それは物を割られたとか、盗まれたとか、そういうものの被害届は出していますけれども、ああいうふうにして公共の物ですけれども、ペンキでかかれたというものまではなかなか警察の方には届けは出していないというのが現状でございます。

前田委員

確かに形があるもの、壊れたものについてはわかりやすいのですが、あれも立派な被害というか、大きな被害ではないかなと思うのです。特に観光施設付近ですとか、そういうところでもし万が一やられて、それをずっと放置しておくわけにも当然いかないでしょうし、これは被害届を出すべきだとも思うのですが、どうですか。

(建設)維持課長

公共物ですから、今後庁内で話しまして、地域の警察の方に届けを出すべきかについては、その内容に応じて検討したいと思います。

前田委員

これは、復元したというような事例はあるのでしょうか。

(建設)維持課長

築港の広場公園の今のマリンロードですか、あの壁も何年前に大作がかかれまして、あれもサンダーで消しまして、上からペンキを塗っているというようなところはあります。それと、去年は砂留の地下歩道も同じような形式で直しております。

前田委員

何か対策はありますか。どんなことが考えられますか。

(建設)維持課長

公園だとかそういうところだと、要するに立て看板をかけたなり、この壁面にそういうような絵をかかないでくれといわれても、逆効果となるような状況にもなりますので、もう何をやっても、もうやる者はやっしまいま

すので、だからなかなか対策というか、表面にそういうものを塗られないようなものを考えているのですけれども、スプレーをよけるだとかそういうものがないものですから、なかなか頭の痛いところであるのが現状であります。

前田委員

船浜町のところのカルバートにもかかれてあって、しばらく放置されていたのを、あれは市の管理になっているのかな、国道の下だから国かな。それで、白い色でもって全面きれいに塗られたのです、要するに元に戻ったのだけれども、きれいにしたら、それからしばらく何ともなかったのだけれども、相当時間がたってからまたかかれたね。今たしか直していなければ、かかっているのではないかと思うのですけれども、何らかの対策が必要ではないのかと私は思っているのです。

それで、何でこんな質問をしたのかと言うと、うちの隣、ロータリのところ、雪が解けたら警察が来て見ていたのです。何を見ているのかなと思ったら、杉商の道路を挟んで向かいの一般住宅で、現在もまだ残っていると思うけれども、やっぱり大作をかかれてしまったのですよ。警察が来て、恐らく被害届を出したから来たのだと思うのだけれども。だからあんなこと、ちょっと度が過ぎている。鉛筆がマジックでちょっとかくのとわけが違って、朝起きたら、大作ができているでしょう。本当にもうびっくりです。だから、ああいういたずらをされると、もう困るなど。

そして、ちょっと目を向けたら、公共のそういう道路だとか、壁ですとか、いろんな公園だとか、そういう施設にもやっぱりそういう大作があるわけですよ。だから、建設部に私は話していますが、建設部所管であれば、何とかその部分だけでも対策を講じてもらえれば、小樽のイメージが、観光などを通して考えると悪くなるわけですから、何とか防止策があればと考えて今質問したわけなのです。

建設部長

確かに決まっていイメージではないと思いますし、当然市以外にも道、国、又は他の省庁の施設があるわけですから、何らかの機会に、そういった国・道・市の施設管理者が集まる機会があるときに、こういった問題についてどういう対応をしてくれているのか、また同じような課題があるのであれば同じように考えて、共通認識の中で警察とも相談するとか、ちょっとどういうことがあるのか、研究してみたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

斉藤（陽）委員

桜ヶ丘球場とグラウンドの整備について

小樽公園再整備基本計画について二、三伺いたいします。

まず、対象区域のところからなのですが、小樽公園グラウンド、それから桜ヶ丘球場が、計画対象区域から除かれているのですね。その他市民会館とか、そういう建物的なものも除いているのですが、この公園グラウンドと桜ヶ丘球場を対象区域から除いた理由をお願いします。

（建設）建設課長

今回の小樽公園再整備につきましては、施設の老朽化というのが主な原因でございまして、それをどういう形でリニューアルするかということが最大の問題の提案でございます。今、おっしゃられた桜ヶ丘球場、小樽公園グラウンド、市民会館といった諸施設については、比較的年数も新しいですし、それぞれ管理者も周りについてきちんと管理しているということで、今回は除外させて計画させてもらったものでございます。

建設部長

今、課長から話したことも一つですが、もっと大きいのは、公園地内は今回の整備というのは既存施設については後段、この基本計画によって実施された以降に最終的にまた考えるということを意識していますので、ですから

エリアとして 1 期、2 期というようなイメージの中で、それで今外した部分は次のステップで考えるという趣旨でございますので、決して基本計画から外したというイメージではなくて、タイムスリップするというイメージを持っていただきたいと思えます。

斉藤（陽）委員

課長の方の答弁にひっかかるというものがあるのですけれども、要するに老朽化と言え、桜ヶ丘球場だって十分老朽化していますし、公園のグラウンド、これもちょっといろいろ老朽化と言え老朽化の部分が結構あるわけですから、わざわざこれは、確かに建物として市民会館だ、公会堂だと、そういうものの別の整備が行われているものについては、これは抜いても理解できるのですけれども、グラウンドはこの大きな公園のメインの施設だし、これを除いてしまったら、ちょっと再整備の中で不十分になるのでないか。部長の方から後段、第 2 期もあるのだという話だけれども、これは、やはり 1 期目からきちんと考えるべきではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

（建設）建設課長

確かに老朽化という話でしたら、そういう観点もございませうが、あくまでも昔できた公園が今の現代の世の中に合うかどうかというそういったニーズもございませうし、今おっしゃられた例えば桜ヶ丘球場のグラウンドのことに關しては、先ほど申し上げたように、各管理者が老朽化に対しては維持・更新を行っていくということで、施設の中身とそれからその中を構成するものとはちょっと別に考えたということでございます。

斉藤（陽）委員

ちょっとまだ納得できないのですけれども、水かけ論というか、見解の相違かもわからないのですが、そういう理由で一応除いたと言いつながら、29 ページを見ますと、この公園グラウンドについては冬期の利用ということで、外周は歩くスキーだとか、グラウンドの中はパークゴルフだというふうにして検討している部分もあるのですね。除いたはずなのだけれども、検討もされているという、何か除いているのか、除いていないのか、結局よくわからない状態なのですけれども、どうなのですか。

建設部長

さきの答弁と同じような状況になりますけれども、グラウンドの位置づけというのは、市内全域のグラウンドとのすみ分けの話になりますし、当然球場についても同じようないろいろなグラウンドで野球をやっているという中で、今、公園整備の急がれる部分とそういった施設の社会教育施設的なものとのすみ分けというのがあまりにもタイムリーについていけないということがあるので、今急がれるそういう施設以外の面的なものについて、急ごうということの中で基本計画をつくっていると。この基本計画によってつくられた内容が、この地区がされていたとおり今まさに箱物も含めてこの位置になるべきかどうか、要するに公園の中では箱物は 100 の 2 パーセント以下にしないというようなことがありましたので、そういうのはもうぎりぎりですから、そういう意味ではこういった箱物も含めて、また野球のグラウンドも含めて、再議論をする必要があるだろうということで、今回はその整備を外しているということです。ただ、実態として、今、基本計画の中で確かに何もいじらない状況の中で、例えば歩くスキーだとか、そういうことはできるわけですから、当然活用の部分の中では当面の中では使えますので、全く区域外だからといって活用について検討しなかったわけではないということで、御理解いただきたいのです。

斉藤（陽）委員

ということは、所管が違うというか、社会教育施設として、建設部の所管でないから除いたということではないのですよね。当然活用方法という部分では、再整備という中に入れて考えて、第 2 弾があるにしても、現在どういう活用で第 2 弾になったらどうだという考えの中に、当然入れてしかるべきではないかなと思うのですが、どうですか。

建設部長

繰り返しになりますけれども、例えば今駐車場の時間制限があるといったときに、あると決まったわけではなく、大型の駐車場はどこにつくるかといったら、もう今のエリアではないわけですよ。これ仮にですが、例えばグラウンドの活用をすみ分けて、ほかのは市内のあちこちで使えと、代替ができるとなれば、この分の駐車場ということも検討できるわけですよ。ですから、所管であるとかないではなくて、市全体の中で、いろんな社会教育施設の比較検討の必要があるのだと、それには時間を要するよと。けれども、今まさに市民が得る公園整備は、先にそうはならないことがあるから、先にそっちをやってしまいたいということですので、ですから所管が違うからできないだとか、そういうことではないですよ。それはやはり御理解いただきたいと思います。

斉藤（陽）委員

基本的にこの再整備の基本計画ですから、きちんと今の施設として老朽化していることは、桜ヶ丘球場にしる、公園グラウンドにしる、いろいろな問題点があるわけですから、できるだけその部分も含めて検討課題としていただきたいと思います。

具体的に、冬のパークゴルフというのはできるものなのでしょうか。

（建設）建設課長

コースをある程度踏み固めてやれば、そういう利用は可能ということで聞いております。

斉藤（陽）委員

実際いろいろなところでやっているのですか。

（建設）建設課長

これはコンサルタントのこれ成果品なのですが、そういった話の中では、やっているという話を聞いています。

斉藤（陽）委員

それで、今、要するに公園グラウンドについては、冬が一応検討されているのですね。当然これは夏も含めて検討すべきだと。現在の利用というのは、非常に中途半端というか、陸上だとか球技、サッカー、ラグビー、野球とか、そういうスポーツ向けの施設なのか、あるいは多目的な一般的な広場というか、いろいろな野外の集会だとか、音楽の野外公園だとか、あとお祭りのな潮まつりだとか、そういうイベント的なものに使ったりとか、そういう多目的広場なのか、何かよくわからない状態で、中途半端に利用されているというか、利用もそれほど活発ではないというか、ちょっと宝の持ちくされ的なもったいない状態になっているなという意識があるのですけれども、この部分で今回のこの整備計画の中に含めて、夏の利用というような部分も検討すべきではないかと思うのですが、どうですか。

建設部長

確かにその部分になりますと、やはり教育部の所管だと思いますけれども、さっきから繰り返しになりますが、今小樽公園の中で何を急ぐべきかという中で、当然、球場だとか、グラウンドだとか、そういった既存施設の利用実態を意識した中で、周囲の面的なものをどうするかというふうな意識をしての計画なのです。ですから、委員が、いや、そうではないというふうにお話しされますと、ですからそういう意味ではグラウンドだとか、その球場については、後段と言いながらも、なるべく早く検討するという形の中で答弁をさせていただきたいとは思っています。

斉藤（陽）委員

ということは、そういった今出された再整備基本計画から外れた課題はまだいろいろとありますよと、それは別立てで考えますからというふうに理解していいですか。

建設部長

まさにここにも書いてあるように、例えば駐車場をどうするかという話、最後は箱物をどうするかという話、公会堂もあれば、総合体育館もあれば、本当にこれだけでいいのかという議論もあるわけです。その辺の整理はして

いきたいというふうに思います。

斉藤（陽）委員

小樽公園の駐車場について

それでは次に移りたいのですが、今ちょっと出ましたけれども、駐車場の方です。この計画で、駐車場は何か本当にそれこそ今部長がおっしゃった後段というか、第 2 期計画みたいな感じで、本当にぼやっとしかイメージが書かれていない状態だと思います。まず、この再生計画の考え方として、駐車場はこれから、市民会館だ、公会堂だと変わるかもわからないとはいえますけれども、今現状のこういう施設の配置状況の中で、何台分程度必要なのだというふうに押さえていますか。

（建設）建設課長

現況の小樽公園内の駐車場につきましては、6 か所で 260 台ぐらいのスペースになっています。日常的に使われる需要予測といたしましては、300 台強というような形で今押さえております。

斉藤（陽）委員

それで、この基本計画の中で、ゾーンがどこと具体的な場所がわからないのですけれども、3 個丸が書かれているという、そういう状態なのですが、この中で 300 台というのは、目標として設定可能なのですか。

（建設）建設課長

先ほども言いました抜本的な計画というのは、いろいろな施設の見直しもあるかと思いますが、そういった中で 300 台の数は可能だと思います。

斉藤（陽）委員

それで、そのゾーン設定の考え方として話していきたいのですが、一番大きな丸が書かれているゾーンが、公会堂の向かい側から市民会館の裏側を通して公園通の向こうに出て行ってると思いますか、そういう区域にだ円のひよる長い丸が書かれているのですが、この場所というのは要するに散策等の歩行者の動線として、見晴台も含めてそちらの方向から市民会館あるいはいわゆる正面入り口方向に散策路の非常に大事な心臓部だと思いますか、歩行者動線の大事な部分を何か駐車場のゾーンと丸が書いてあったのですけれども、それは本当に正しいのかという基本的な考え方なのですか、どうですか。

（建設）建設課長

今、委員がおっしゃられているのは、基本方針の方のゾーニングだと思いますが、この考え方につきましては、先ほども申しましたように、なるべく園内に車が入らないようにというようなそういった考えを基にいたしまして、入り口に 3 か所配置したと。そういった中で、施設一番集中している部分に、この大きなだ円を書いたのですが、あくまで散策をするスペースを壊して駐車場をつくっているのではなくて、やはり今申しました抜本的な施設の移転とか、将来的なことを踏まえまして、そういった利用転換の中で何とかスペースを生んでいきたいということでこのだ円を書いたものですので、あくまで園路とか、緑地とか、そういったものをつぶすといったことではございません。

斉藤（陽）委員

ということは、この公会堂だ、市民会館だという、こういう施設そのものの位置も変わったときに、この辺だという、そういう考え方も生まれたのですね。要するに基本的に現状のそういう施設配置の中で、歩行者動線とかを考えて散策路を想定すると、そこが駐車場という考え方には全然ならないのだと。何でここに駐車場ゾーンと丸が書かれているのかと理解がちょっと難しい状況だったのですが、再度伺います。

（建設）建設課長

施設の周りも未利用地がございます。そういったものをある程度造成すれば、平面空間が生まれますので、そういったものを足していくことによって、先ほど言った 300 台の駐車場も確保できるのでないかということで考えてい

ます。

齊藤（陽）委員

当面のいわゆる対症療法というか、現状で何とかということで考えれば、例えば緑町側というか、紅葉橋側の方の公会堂の裏というのか、下というのか、川ぶちみたいなところとか、あるいは裁判所から紅葉橋にかけての多少傾斜地ですけれども、何かだ円からちょっとはみ出し気味なのですけれども、その辺も活用できればこの緑町側からこの区域内に入ってくる入り口付近としての多少駐車スペースなどというのはあり得るかなとか、あるいは最上町方面というのか、市道公園南線というのですか、こちらの方の今既に駐車場がある区域とか、建設部のいろんな除雪機材とか車庫の方とかありましたけれども、そういった方にある程度この面積をとって駐車場を確保するだとかという、考えるとすればその辺かなと。本当に現在の、さっき言った遊歩道があるようなところを、せっかくいいところを歩ける、そういう場所としてあるところを駐車場にするなんていうのもちょっと考えられない話だし、具体的にどの辺をどのように整備しようという構想はあるのでしょうか。

建設部長

まだまだ後段の部分の中ですので、確定していませんけれども、今、委員がおっしゃった今のシガ商店側の方で、昔の車両整備工場跡地というのは駐車場として使っていますし、そういう空き地の利用もありますし、当然また旧東山中学校のグラウンドもゾーンとしてはあるし、最後、体育館横の駐車場の再整備もありますし、又は体育館についても、グラウンドについても、他の施設とすみ分けができればグラウンドの一部だとか、多岐にわたる議論はできると思うのです。それにはあくまでもまだまだ議論を長くやっていかなければいけない部分ではありますけれども、さまざまな検討がありますし、また委員が、今おっしゃった紅葉橋の付近というのは実は書いてあることはありまして、そのような形ではいろんなケースがあると思いますが、当面の今のその整備からはちょっとずれるということは考えています。

齊藤（陽）委員

どちらかということ、第 2 期の後段の計画というのは、それは長期計画でもいいのですけれども、今の駐車場を確保するというのは、結構毎日、毎晩といいますか、いろいろな市民がこういう既存の施設を利用するときに困っている話で、それはちょっと後段の話ですよというよりも、とりあえずそういう候補地といいますか、そういったところが構想できるのであれば、将来は将来として、現状、ある程度駐車場として台数を確保するというのも、そんな将来ではなく必要な部分、ある程度緊急性があって必要な施策なのではないかと思うのですけれども、どうですか。

建設部長

そういう意味では、長期、短期なのかということがあるのですけれども、例えばシガ商店の前は、小樽市の用地ですから、例の今、除雪ステーション、この辺の整理ができれば、ある程度早く持ってきますし、そういった意味で駐車場については大きな問題と押さえていますので、御意見をいただきましたら、検討してみたいと思います。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 05 分

再開 午後 3 時 30 分

委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開し、質疑を続行いたします。

平成会。

森井委員

冬期間遊べる室内公園について

まずは、公園についてなのですが、今、小樽公園のことに関しては、他会派からもかなりいろいろな質疑もありまして、そちらの方でいろいろ内容もあったものですから、こちらは差し控えさせていただきます。ただ1点、これは個人的に、子供を持っている親からいろいろな要望を聞いていくうちなのですけれども、やはり冬に公園で遊ぶということがなかなかできない。だからといって、では公園を除排雪できるかということ、それも難しいというふうに思っております。今後冬期間に遊べる室内公園的なものを検討していくべきではないかなというふうに思っています。自分自身もまだ調査不足ですし、またこのような雪の多い地域でそういうふうに取り組んでいるところもまだまだ事例として少ないものですから、難しいところもあると思うのですが、そのような雪が降っても冬の時期に遊べるような公園、そういうことに対しての見解があればお願いしたいと思うのですが。

(建設)庶務課長

雪が降っても遊べる公園ということなのですが、公園内施設で開放できる施設があるかないかという一つの検討は今後必要かとは思いますが。例えば、建設部所管ではないのですが、運河公園内の塔の中の開放ができるかどうかというようなこと。今、公園計画の中でも、グラウンドの中でパークゴルフをすとか、そういうこともあるのですが、なかなか公園内の施設をどうやって開放するかということも、それまでの除排雪、道の確保とか、そういうものもありますので、今後、検討課題ではありますが、なかなか難しいものとは現状は考えております。

森井委員

まだ事例はかなり少ないのですけれども、小樽は雪が多いという意味において、かなり全国的にも特徴の濃いところですから、先進地、どこかがやってからという話にはなってこないと思うのです。特に、これからやはり子供たち、今少子化になってきていますけれども、そういう小さな子供たち、小学校に入ると放課後児童クラブ等いろいろありますが、それまでの子供たちにやはり優しいまちづくりというか、そういう観点は今後持っていかなければならないのではないかなというふうに思っています。そういう意味で、小樽公園の再整備が、今進んでいる最中ですが、これがすぐにめどがつくとは思いませんが、ある程度流れが始まった後は、そういう冬における子供たちの雪に遊ぶということももちろん大切なのですが、雪に触れられる前に、なかなか小さな子供は、最初から雪で遊ぶとは限らないですから、そういう室内における公的な公園、又は民間の建物に公的なものを導入すとか、そういうことも含めて頭の片隅に入れておいていただきたいというふうに思っていますので、内容としてはなかなか難しい部分もあるので、とりあえず提言だけさせていただいて、お願いしたいと思います。

洋服の青山の建設について

質問を変えまして、洋服の青山の件なのですが、予算特別委員会でも上野委員から一言質問がありまして、答弁をいただいているのですが、まず聞きたいのは、洋服の青山があの土地を購入して、今まで行政とその洋服の青山との間でどのような流れで対応されたのか、それについてお教えてください。

(建設)まちづくり推進課長

洋服の青山の今建設中の建物の経緯という御質問でございますけれども、実は昨年2月ごろから(株)アレフが駐車場の土地を売却されるということで、何件かその土地の利用制限といいますか、そういうものについてどうなのだという問い合わせが来ていました。その中の一つに青山商事(株)もあったわけですが、具体的には平成17年4月になってから、まだ具体的に土地を購入ということではないのだけれども、条件が合えば買って、そこで商売をしたいということで、そのときにはとりあえず青山商事(株)ということで、青山商事(株)自身もいろいろ店舗展開をしていますので、ホテルとかパーもやっていると聞いていますので、具体的に何をやるかという話ではなかったのですけれども、基本的には洋服の青山ということで、そういった形の事業展開は基本的に

考えているということでした。私どもは当時、特別景観形成地区の拡大をやろうとしていまして、そのときはまだ網はかかっていなかったのですけれども、当然その部分も特別景観形成地区に入れようということで、高さ的にも 25メートルを限度に考えているという、そんな作業をしているという前提の中で、窓口に来られたときに、そんなことを今私どもはやろうとしているという話をさせていただいた中で、もし進出されるのであれば、そういった小樽らしさ、まちに調和したといいますが、そういった配慮をいただいた中で建築計画をしてほしいという願いをしたところでございます。その中で洋服の青山は、今長橋にありますけれども、基本的に赤、青、白という、その 3 原色といいますが、それを基調とした店舗展開、店舗の形というものもおおむね全国的に統一されているという、そんな前提があるので、今後内部でも検討した中で土地を購入するかどうか検討したいというお話をそのときいただいています。

そんな中で、広島なものですから、ちょこちょこお見えになるということではできなくて、電話で何回かやりとりをさせていただいたのですけれども、9月に具体的に、今、土地購入について前向きに考えているのだということで、建物についてもこんな形で進めていきたいという原案をちょっと示された。それは4月に私どもがいろいろお願いをした経緯、そんな部分を洋服の青山としても十分考慮した中でということでたたき台が出てきまして、それを基に私どもの方でもその形だとか、建物の色合いだとか、そんな部分を再度細かい部分まで詰めさせていただいて、最終的に届出が出てきて、私どもでそれでよしとして、現在、工事にかかっているという経過でございます。

森井委員

確かに、全国的に展開されている店舗とは違うものが出てきたとは思いますが。ただ、事実、運河周辺で、しかもその運河に注ぎ込む妙見川に隣接している角地ですけれども、やはり今までの小樽のまち並みと必ずしも一致しているものとは思えないという部分もあります。また、隣接している出抜小路との兼ね合いとかもありますけれども、その周辺の歴史的建造物と雰囲気が一貫しているかということ、それも難しい部分もあるのかなど。それは確かに建物の色合いとか、高さとか、そういう問題もありますけれども、やはりそれだけではない部分も出てくるのかなど。実際、憲法上で、経済においては自由というのは本来一致しているものですが、やはり小樽としてまち並み景観、またまちづくり的な観点から、今回、提案された話が行政側としていいのではないかというお話ですけれども、本当にそれでよしという形によろしいのですか。どうしてもその辺が、行政の役割として、許せるべき範囲であったのかどうかということがどうしても気になる部分なのですけれども、その点について改めてお聞きします。

(建設)まちづくり推進課長

今、最終的に出ていた合格かどうかという部分でございますけれども、洋服の青山なりに私どものお願いの中で特別景観形成地区の基準に合った、そういった建物を建築したいということで、実はベースになっているのは小樽市役所なのです。それをイメージした形づくり、その設計者と周りの方がどう見るとはまたちょっと別ですけれども、そういった意味で色合いなり、形なり、あるいは高さなり、そういう部分には一定程度、さらに洋服の青山のあの独特の広告という部分でも、そういうふうな広告物だというような感じでなくて、ウインドーに納めたというか、そういうような配慮もされていますので、私どもとしては一定の配慮をいただいたというふうに思っています。強いて、あそこに洋服の青山が進出したことについては、いろいろな考えがあるかと思うのですけれども、やはり私権という部分では、行政としてどこまでそこに行けるかという限界もありますし、そんな中で現在建てられているものについては、今申し上げたように一定の配慮がなされたというふうに私どもは考えているところでございます。

森井委員

今回、特別景観形成地区になっているような場所でも、そういうふぐあいが生じるのだということが表れている例だというふうに思うのです。今まで歴史的なものを大切に、やはりそれに対する配慮というものが重要だ

ということを考えていただいて、当然その配慮をしていただいたと思うのですけれども、今、行政の限界という言葉もありましたが、今のその状況の限界という部分があるがために、一般的に周りから見て本当にこの建物で歴史的に合っているのかとか、こんな建物ができるのか、鉄筋のあんなに大きいものかというような、いろいろな部分が出てくるのかなと思うのです。このふぐあい何となくしていくことが今後必要なのかなというふう思うのですけれども、今回、一番ひっかかる部分は、個人的には業種だとは思いますが、しかしながら、業種における行政上の指導とかということではできないと思うのですが、ではそれ以外に何かあるかという、やはり隣接で御商売されている方々との調整と、あとは建物に対しての広報というか、物をつくられていく手法というか。つまりは例えばでき上がってぱっと見、もしかしたら歴史的な背景と又は運河と調和している建物になるのかもしれませんが、現状今建っている鉄筋、それだけでももう既にイメージが崩れているという話になります。実際に今、建築基準法上にあるもの、今まで小樽にある歴史的建造物においては既存不適格というような部分がありますから、必ずしもこの工法でという、昔ながらの工法そのままという話にはなりません、ある程度工法又は建物を建てるときのその流れというか、そういうものにおいても、今後やはり景観という背景の中で、何かしらの規制というか、小樽独自のそういう工法的なものを民間と協力して生んでいかなければいけないのではないかなというふう自分自身は感じるのですけれども、その点について見解をお願いします。

(建設)まちづくり推進課長

特別景観形成地区を中心とした小樽のまちづくりという、景観も含めたそういう部分については、今、委員がおっしゃられたように私も全く何も異論はございません。そんな中で、先ほどふぐあいというのは、現状でやっておりますように、用途という部分ではどうかというそういう部分で、実際の今の構造だとか、鉄骨を含んでつくられているのですけれども、構造だとか、そういった仕上げ材だとかという部分については、やはりそこに建物を建てられる方のいろいろな採算性の問題だとか、そういった大きな部分がございますので、私どもとしては例えば石造にしてくれとか、そういうのは理想的にはありますけれども、簡単に、はい、そうですかというふうにはやはりならない状況がありますので、その辺の協議はさせてもらっておりますけれども、やはり建てられる方のそういった経済的な部分も当然出てきます。必ずしもそうはならないけれども、その中でベストなものをやはりお願いをしていくというそういう姿勢は、これからもとっていきたいというふう思っております。

森井委員

ちょっと都市計画の基礎を聞きたいのですが、都市計画上でも第1種住居だとか、また工業地域とか、いろいろな形があると思うのですが、今みたいな小樽の歴史的背景の下でそういう縛りと言えいいのでしょうか、そういうことを組むことそのものは不可能なのですか。

(建設)都市計画課長

用途地域上は基準法の中で決めがあります。ただ、地区計画ということで、その用途地域の上にさらに詳細な土地利用規制だとか、その中には少し景観的要素も入れられますけれども、そういうのは取り組むことはできます。現実的に堺町だとか、周辺地区で地区計画を定めて用途を規制している箇所もあります。たまたま今回のところは地区計画がかかっていませんでした。ただ、地区計画については、まさに地域の方の同意又は地域の協議の中で生まれていくというふう考えていますので、その辺の住民理解が一番大事なのかなとは思っております。

森井委員

やはり小樽というのは、他の地域と違って、特色の濃い地域だというふう思うのです。その特色そのものが、新しくつくるものがすべて悪いというふう自分には思っていないですが、必ずしもバランスとしてかみ合わないという部分が、どんどん周りから見てもまちが壊されていくという言葉につながっていくのかなというふう思います。せっかく新しいものをつくってくれているわけですし、又はその場所に仕事を立ち上げてくれているというプラスアルファの部分ですから、そういうところの兼ね合いが今後重要ではないかなというふう思っています。特に、

そこにお店を出された方々にやはりもうけていただきたいという気持ちももちろんありますから。

それで一つ気になる部分なのですが、これは TMO というか、タウンマネジメントとしての資格認定等いろいろあると思いますし、またそのまちの特に特別景観形成地区というのはそれだけ重要な部分ですから、先ほど行政では限界があるという話がありましたけれども、そういうことを考えられる人、又はそういうことに対して対応ができる人に対して、市として資格認定というか、つまりはそのエリアにおけるそのまち並み、風ぼうというのはこういうふうにあるべきということ、業種と合わせて話合いのできるような人を認定していく、又は持ち上げていくというか、そういうような行為を今後自分は必要ではないのかなというふうには思うのですが、それについての見解をお願いいたします。

(建設)まちづくり推進課長

確かにそういう必要性はあるのかというふうには思いますけれども、私ども景観条例の中でも景観審議会というのを持っておりまして、各分野の専門的な知識を持たれる方も入っておりますので、そういう部分については、そういう方にもお聞きをするということは今でもできる状況にあると思いますし、今後、景観法に基づいた条例という部分についての検討も、今、景観審議会の方で検討をいただいておりますので、そんな中でこういった位置づけが可能かどうかということも、今後議論にはなっていくというふうには思っています。

森井委員

先ほどの行政の限界というのがどのラインなのか、いろいろな部分で感じる部分であったりとか、やりとりをしていてどこかで、やはりここまでは踏み込めないとか考える部分があると思います。しかしながら、その踏み込める部分が行政でできないのであれば、そういう民間として小樽のまちそのものがどこが重要なのか、どこが大切なのか、何が小樽としてのほかと違う特徴なのかということをはっきりと形づくれる、認識できる、そういう方法が今取り組まれている延長線上に自分は存在してほしいと思っていますので、難しい部分もあると思うのですが、いろいろな形で検討していただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。見解があれば、お願いします。

建設部長

やはり行政側の方から私権を制約するというのは、非常に厳しい。そういう点が行政の限界ということ。民間のまず私権を持っている方々の地区での合意、建築協定的なものをやはり促していくという部分で制するというのは可能だと思うのです。そういう意味では地域に根差したという点では、まさにどなたかがやる地域で旗振り役というのでしょうか、このエリアはこうだよという率先をした動きをしてもらえれば、行政側の方でいろいろな形の中で支援もできると思うのです。そういう意味では、皆さんのお力をかりながらもやはり構築すべきことでありますので、その辺はやはりちょっと地域と連携ということ以外は無理だと思うのです。ですから、行政も何も手を染めないということではありませんので、ぜひ皆さんの方の情報なりをいただいたり、民間活力といいたしましうか、民の意識部分構成といいたしましうか、それをぜひ協力いただきたいと思ひます。

森井委員

これに関しては、今後も自分はこの仕事についている限りはいろいろやりとりさせていただければと思っています。よろしくお願ひします。

駅前広場のまちづくりについて

では、ちょっと質問を変えまして、同じまちづくりなのですが、駅前についてなのですから、今、駅前駐車場の方で工事に入っているかと思うのですが、以前も駅前の形態はもちろんですし、動線というか、人の活用しやすいというか、自分なりの優先順位ですが、それを話させてもらって、駅前はこうあるべきではないかという話もさせていただきました。その中で、今後、第3ピルの動向の中で、駅前広場という話があったと思ひます。その話が今回駐車場が自動化というか、切り替えるために今工事をしておりますけれども、指定管理者としてほかと違っ

て1年短く、2年間という形になりましたが、今後はその第3ビルがどのように動くかにもよるのですけれども、やはりできれば自分はある程度切り離して、駅前駅前としてやはり考えていかなければいけないのではないかと。第3ビルを待っていたら、何年後になるのかなという不安もあります。やはりこれだけお客さんも多くありますし、また今の景観の話ではないですけれども、貸し金業といえはいいのでしょうか、看板が乱立していたりとか、その業種の話になるかもしれませんが、パチンコ業とかいろいろあるのですが、小樽の顔としてどのようにあるべきかということは、やはり常々考えていかなければいけないですし、それに伴う変化とはもっとあっていいのではないかと思います。今回、駐車場が自動化されますけれども、それも踏まえてですが、今後駅前の動きがどのようにっていくのか、自分が質問してから何回もたつのですけれども、改めてお聞かせください。

(建設)まちづくり推進課長

駅前広場の整備ということでございますけれども、お話にありましたように、以前に第3ビルの再開発の動向を見ながらということとか、できるだけお金をかけないでできないかということを検討しているという話をさせていただきまして、私どもとしてはその後、関係するところの中央バスだとか、JRだとか、あるいはタクシー協会だとか、公安委員会だとかと個別に、あるいは何社か一緒に会って、話を進めさせていただいて、こういう課題があるということで、それはもうどの方も皆さん理解しているところです。さて、そうすればどうするかというそういう具体的な議論といいますが、そういった部分については、あの駅前広場の7,200平方メートルであれだけいろいろな用途が入っているという中身でいけば、簡単にはパズルを動かしてすぐうまくいくということになかなかならないという非常に重たい課題ということもありまして、今おのおののそこを利用している関係者の方と本当にどういうふうに今後やっていくかという、まさに議論をやっているところなので、もう少し時間が必要かというふうに思っています。

さらに今、指定管理者制度で駐車場の管理、2年間でやっていますけれども、その期間にその駐車場も含めて、何かを大きく動かさないと、実態的にはそんなに大きく変わる要素はないものですから、その期間の中で方向性といいますが、その辺をちょっと見つけられればいいなという、そのようなことで今進めているところであります。

森井委員

とりあえずは、あの広場の土地形態は市とJRだったと思うのですけれども、半分・半分でしたか。そこら辺どうでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

半々ではないのですけれども、6・4ぐらいでちょっとJRの方が少ないのです。市がちょっと多いぐらいです。

森井委員

第3ビルの方も一権利者として話し合ったりしているみたいですがけれども、駅前広場に関しては、大半がやはり小樽市で所有している。つまりは、市自身がリーダーシップを発揮して展開していくことが必要ではないかというふうに思います。特に、JRだけではなくて、当然中央バスであったりとか、タクシー側に対する配慮ももちろんそうですけれども、現状ではそちらの方に対しての配慮は悪いとは言いませんが、ふだん歩かれている一般の人たちの動線であったりとか、乗降車場であったりとかが皆無に近いというのがやはり厳しい部分ではないかなと思います。そういう部分を行政側として配慮してあげることが、できるだけ一日も早く展開していかなければならないというふうに思っているんで、まだまだ時間がかかる部分というふうにおっしゃられるかもしれないのですけれども、やはり毎日利用されている方はたくさんいらっしゃいますから、地元の方々という背景の下で、行政的にもっと率先して取り組むべき必要性があるのではないかとと思うのですが、改めて見解をお願いします。

(建設)まちづくり推進室長

今、おっしゃられるとおり、駅前広場の問題については、これまでもいろいろ議論させていただいておりますし、御提言も受けています。そういった中で、やはり先ほど課長が言いました7,200平方メートルの中でどう対応してい

くかという問題がありまして、個々協議しています。ただ、あくまでも駅前広場での交通の関係と歩行者の関係、歩行者を安全に通すとすれば、札幌方向と小樽方向に振り分けて通っていただければいいのですけれども、どうしても中央通から国道を渡って、一番直近で駅に行きたいという、この構図が今のところ抜本的な対策ができないという状況であって、あの中で信号で処理しているという状況に、これはもう絶対何とか解消しない限り、あの駅前広場を具体的に考えていくことはできません。そういった中で、先ほども課長が申し上げましたとおり、今まで話し合いを進めてきておりますし、これで終わりということではなくて、やはり小樽駅の活用だとか、そういったことを踏まえながら、もう少し時間をいただきながら、大変申しわけないのですけれども、今やっていることを無駄にしないように整備していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

森井委員

実際に乗降車場は、本当にあそこは乗降車場のエリアなのかと思えるようなところでみんな乗り降りして、車は何回もバックしてぶつかりそうになったりとか、信号の方も一応通ってはいますけれども、目の前の交差点と信号の体系がばらばらですので、赤なのか、青なのか、気づかない、初めて来られた方は気づかないで渡る方もいます。実際にバスとかタクシーにクラクションを鳴らされたりとか、ぶつかりそうになったりとかという事実もありますので、そういう事故とかが起きる前にやはりやっつけていかなければいけないというふうに思っています。自分自身も今話されている流れが現実になってほしいというふうに思うのですけれども、できればそれを加速度的に進めていただければというふうに思っていますので、この辺についても今後いろいろな形でやりとりさせていただければと思っています。よろしく願いします。

除排雪について

もう一点、お聞きします。今度は排雪についてなのですが、排雪日程の公開をした方がいいのではないかという話はさせていただいたと思います。一応一般質問の中でも答弁をいただいているのですが、改めてそれについての見解をお願いできますか。

(建設) 雪対策課長

排雪日程の公開というところで、排雪につきましては、市内46ブロックの排雪計画を公開することによりまして、市内全域周知されるというメリットが当然ございます。また、事前に駐車車両等もありまして、そういうのも日程がわかることによって、移動をするのも可能でありますし、そういうメリットはあると思います。また、逆にデメリットといたしましては、何回も言っておりますけれども、雪出しという形の中でのデメリット、これが一番大きい問題でありまして、そのほかにも気象状況、また機械の故障等で実際に日程がずれるというデメリットもございます。そういう中で、石狩市さんの方でも公開しているという情報を私どもの方で知りまして、他の都市もどうなのかということでも調査をしている状況でございます。ただ、やはり石狩市だけがやっている状況で、6都市ぐらい情報を収集したわけでありまして、やはり問題としてはデメリットの部分が大きすぎるということで、なかなか公開することができないという状況でございます。本市も、今後この点について、多くの課題を整理しながら対応していかなければならないというふうには考えているところであります。

森井委員

今回、除排雪に伴う質問はかなり多かったと思うのです。特に、建設常任委員長である佐藤議員も代表質問の中で町内会などともっとやりとりをするようにというお話もされていましたが、一昨日の予算特別委員会でも成田委員、高橋委員からも市民との協力が大事なのではないかと。自分自身も一般質問の中で、雪対策に伴う協議会的なものを市民有志で集まっていたいただいて立ち上げられないかという話もさせていただきましたが、市民の方々に除雪だけではないのですけれども、行政の取組に対しての責務というか、まちをよりよくしていくためにともに考えていただくというか、つまりは行政が勝手にやるとか、自分たちは何をやっているのだとか、そんなことを言われるような立場ではなくて、ともにそれを解決に導くためにやはり物事を考えていかなければいけないのではないかと

うふうに、流れとして変わっていかねばいけないと思っています。そのためには、参加型の行政という形をとっていかねばならないと思っていますので、昨日、受付を一本化するというのが新聞紙上に出たというお話もありましたけれども、自分も読ませていただきまして、もちろんそれも重要ですし、これからはたくさん除排雪に伴ってふぐあいを生じていたりとか、また苦しんでいる方々、そういう方々にこういう行政という範囲の中で出てきていただいて、解決に結びつけるためのアイデアなり、取組なり、また問題点なりと、たくさん情報を集約していく、そういう場を創出していくことが大変重要ではないかと私自身は思っているのですけれども、その点について見解をお願いしますか。

建設部長

ずっと今議会の中で除排雪の話が出て、市の姿勢としては、やはり大きな意味では庁内の組織のあり方もありますし、当然、請負業者の準備の関係もあって、怒るのは当然主役の市民の方ですが、どうも今のシステムでふぐあいが今回大きく出てしまったのかなという反省から、まずは建設的な意見を当然市民から得ますし、行政側の方ではこういうことをやっているということで、お互い認識し合うということも大事なのかなと。そういった意味の中で、今、委員がおっしゃるように、協議会という形のものよりも、まだ全体計画はつくっていませんけれども、もっとフリーに、例えばどこかの主婦の方なり、学生なり、お年寄りも自由な状態の中で、いろいろな各層の方とお話できることを念頭に今計画をつくっています。まずはそういう意味では、おっしゃるように協働の作業という意識の中では、やはり何らかの形で多くの御意見を聞きたいということには変わりないと思います。

森井委員

ぜひそのような形態をつくっていただいて、参加型というか、市民の方々にもその責務を背負っていただくというか、そういうような流れになっていただきたいですし、そのような形さえ出てくれば、今までいろいろ出てきた問題の解決にも結びつけられると思いますし、自分自身が話させてもらったような排雪の公開であったりとか、又は一般質問でさせてもらったような一方通行を冬期間だけというのも、そういう方々との一緒の平場における情報交換というものが、それに導ける可能性になるのかなと。やはり実際にこの雪の状況を100パーセント常々保つというお話になりますと、人員も当然足りないですし、お金も今の金額では全然、何十億円、何百億円といってしまうから、しかしながらそれをみんなで協力し合って工夫することによって、できるだけその経費を押さえつつ、安定した除排雪ということに結びつくのではないかなというふうに思っていますので、ぜひその計画を形づくっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長

平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

武井委員

カーリング場について

公園整備の問題ですけれども、この公園再整備計画に当たって、時代のニーズに合わせた再生を図りたいと、このことから出発をしているようですが、この中には冬期利用の促進、特に具体的には冬期パークゴルフ場の検討ということまでうたわれています。私は、時代のニーズに合わせて再生を図るという中に、オリンピック以降、中学生の間にカーリングの希望が非常に多いわけですね。だから、時代のニーズに合わせるということになると、もちろんこのパークゴルフも結構ですが、これからの中学生あたりがやはり希望するカーリングなんかも検討するべきではないかと思いますが、いかがですか。

(建設)建設課長

スケート場ということになりますと、小樽の気候条件を考えますと、昔は屋外でやっていたというようなことありますが、カーリング等のスケート場については、恐らく屋内というふうなことになりますが、今回の基本計画

につきましては、そこまでの検討はちょっとできませんでした。あくまで、今ある施設の中での雪の遊び、そういったソフト的な利用ということで計画をまとめているところです。

武井委員

この冬期パークゴルフ場というのは、どういう設備とする考え方なのか。

(建設)建設課長

特に設備といいますか、雪を踏み固めてコースをつくるということです。その中でパークゴルフと、そういった形で考えています。

武井委員

そうすると、これは室内でなくて、屋外でやるという意味なのか。

(建設)建設課長

はい、そのとおりでございます。

武井委員

私は、このパークゴルフ場は市営のものはおたる自然の村にもあるわけですが、かつてジャンプ、スキーのメッカと言われた小樽、北海道にとっても、中学生がこの冬期のスポーツになじむためにも、私はカーリングだとか、こういうものに力を注ぐべきだと思いますが、検討課題にできないかどうか、部長、いかがですか。

建設部長

確かに、カーリングは今回のオリンピックで注目されたスポーツだというふうに思いました。よく研究してございませんので、どれだけ投資があつて、どれだけ利用ニーズがあるのかわからない状況ですので、今後、教育部の担当所管の方とちょっと話をしてみたいと、こう思うのです。

武井委員

市道認定と除雪について

次に、議案第41号の市道の認定についてお尋ねしたいと思います。この市道認定は今回25路線が認定したと、こう書いてあります。そうなのですが、実際にはここに16路線しか載っていません。ということは、あとの9路線は管理道路だというふうに思っているのかどうか、お答えください。

(建設)用地管理課長

今回の認定路線は25路線でございますが、この一覧表の中身ですけれども、資料番号の1番に表が二つ、2路線ずつ入っているものと3路線入っているものがございます。けれども、資料番号と資料のページ数としては、16という数字になっていますけれども、路線数としては25路線でございます。

武井委員

そうすると、管理道路は何本、このうちあるのですか。

(建設)用地管理課長

はい、すべて今、管理道路となっております。

武井委員

管理道路は、除雪をすることが前提の認定だと考えていただければ困るということで、地域の人たちと協定が結ばれていると聞いていますが、この路線もそういう立場をとっているのですか。

(建設)用地管理課長

今回については、開発許可の完了道路ということで、小樽市に即帰属を受けて管理している道路でございます。それで、管理道路には、そういう開発許可道路と市民から寄付によって管理をしてくださいという形の中の二つの管理道路があります。今回については、そういった開発許可の完了道路でございますけれども、市の方といたしましては、市道認定、整備路線への位置づけというのは、これは財政的な考えもございますので、推移を見ながら部

内で検討した中でやっていきたいと思います。管理道路に対して、もらうときの基準といたしまして、即除雪について今年度から位置づけという路線についてはなかなか難しい部分がございます。そういった中で、一定の推移を見させていただきということをおっしゃることはございます。そういった協定だとか、条件だとかということの中で、一定程度整理をさせていただいていることはございます。

武井委員

今の管理道路を認定してやる道路で、それでは除雪をしている路線は何路線ありますか。

(建設) 雪対策課長

ちょっと私の方で今何路線ということは正確に言えないのですけれども、実際に今、用地管理課長の方からもありましたけれども、管理上の中でも除雪している道路としていない道路がございます。これはこう配だとか、道路幅員だとか、いろいろな状況がございまして、実際には市道に認定されることによって、地域の住民にとって除雪をしてもらえるというのは要望の中の最大の理由でありまして、そういう中では期待を持たせるような形になるのですけれども、実際に今言いましたように幅員だとか、こう配だとかによって、管理道路になっても、市道認定されても、なかなかできない道路もございます。こういう形の中で、私どもとしては、除雪についてはそういう地域住民を含める中で、認定されても即除雪路線にはならないですよという形では説明させてもらっている部分がございます。

武井委員

今の答弁にあったように、同じ管理道路でも、するところとしないところがあるということをおっしゃる、どうも市民の方々は不満に思うのですよね。あの管理道路はしている、この道路はしていない。確かに今おっしゃったように、その管理している道路の一部でもこう配が19パーセントだとか、15パーセントを超えているような部分があれば、入れないとかというその理由はわかりますが、今そういうような入れない道路を全部市民は知っているわけではないのですよね。あの道路は管理道路、この道路、うちも管理道路だという、一々あなた方があの道路は何パーセント以上の部分があるとか、ないとかというのをまさか説明するわけではないから、結局不平等感を抱くのですよね。ですから、これはできるだけやはり市民も期待して管理道路を要望しているわけですから、私はそういう不平等感をあおるようなことのないようにするべきだと思いますが、いかがですか。

建設部 土木担当 関野次長

管理道路は、市道もございまして、市道においても、やはり市道認定されている距離が570キロメートル弱ありますけれども、除雪路線としては510キロメートルありまして、約1割程度除雪路線になっていないところがあります。当然管理する上では、道路管理者としては除雪することがまず一つの目標ではございますけれども、その中では道路の当然交通量の多い少ない、道路の形状、こう配がきついか、狭い、言うなれば作業はできる、できないとか、いろいろな問題がある中で、我々の方で除雪路線を決めているところでございます。当然今の中で管理道路であることが、市が所有している土地で、市は管理をしているということで、市道とは同じ形にはなっているのですけれども、こう配がきついなどの理由で実際には市道認定基準に合わない状況のところだと、管理道路でおさまっているところが多い状況でございます。その中で、物理的に手作業でもいいから除雪をするというのは、そこまではなかなか行政として対応するのは難しいということで、やはり通常の形で除雪のできないところ、例えば回転広場がないとか、狭いとか、そういうところについては、なかなか除雪路線にするのは難しいのではないかと考えてございます。それで場所場所、見た形で作業ができるできないの部分、交通量が多い少ない、その辺を見て除雪の路線の判断をしていきたいというように思います。

建設部長

要約しますと、期待を持たせるなという御質問でした。用地管理課長から説明したように、申請をする方には認定を受けたからすぐ除雪が入るということにはなりませんという形の中で話をし、申請を受けているという形な

のです。申請後、市道認定までに短い時間であればいいのだけれども、長い時間の中で話したことがどうもそのことが飛んでしまって、世に言う市道認定イコール除雪というような形になっているようですから、当然認定される、公表するときには除雪についてはケース・バイ・ケースだということについて、何らかの形で周知を図るといような形等をとらせていただきたいと、こういうふうに思います。

武井委員

ぜひとも不公平感をあおることのないような措置をとってほしいと。今回もこの中に管理道路があるようですが、一緒に市道認定されたのだと、そういうふうに思いがちですから、ぜひともそこは大事になさって、せっかくあなた方が努力して認定したものが裏目に出るようでは困りますので、ぜひともそういう方法をとってほしいと思います。

長橋 5 丁目臨時市道整備事業について

それから、臨時市道整備事業についてお尋ねします。市長は私の代表質問の中で、長橋 5 丁目へのバスの乗り入れ問題について、中央バスと話し合いをいたしたいという御答弁をいただきました。そもそもこの長橋 5 丁目、松山と場の跡地の方に乗り入れる路線でございますけれども、これの最初陳情が出て、それに取り組んだのだけれどもこれが入らなかったのは、幅が狭いからということが大きな理由だったわけです。ところが、市長はそう答弁したのだけれども、今回臨時市道整備事業の中に、39本の中には入っていません。そうすると、何かまた同じ、中央バスの回答が道路幅が狭いからだめだというような答えがもう既に来るような気がしてなりません。これらについて、なぜ市長答弁に合わせるような方法をとらなかったのか、お答えください。

建設部長

済みません。データをちょっと持ち合わせしておりませんので、後ほど説明に上がりたいと思います。

武井委員

市長答弁と適合するような内容を説明してほしかったなと思いますので、後ほどおいでになるそうですから、期待したいと思います。

公園東通線の歩行者空間確保について

次の問題は、市道公園東通線の安全歩行空間の確保の問題について聞きたいと思います。ここの工事着工の時期は 5 月から 6 月にかけて、500万円程度のお金を使ってやりたいという説明でございましたが、通行止めはどういうふうになるか、お答えください。

(建設)建設課長

この工事につきましては、メインの工事が区画線を引く工事でございますので、片側ずつ通りながら、全面通行というような形で向かい合っている、そういった工事で進めたいと考えております。

武井委員

今日、桂岡の陳情箇所を見てきましたが、これも今回の提案のあった東通線も、両側に 2メートルずつの歩道をつくると、こういうことであります。車道を今の 5.6メートルあるのを 5メートルにしたいという内容の説明です。これ、今回のように、除雪をしたのがまた歩道にかぶるようなことはありませんか。また陳情が出るようなことはありませんか、お答えください。

(建設)建設課長

この対応は、歩行者の路側帯を明確にするという、そういった対策ですので、主に夏の対応ということで今考えております。

武井委員

それでは、これをどこか見習うような先進都市があるというようなことを聞いていますが、先進都市は車道が何メートルですか。

(建設)建設課長

今、この対策につきましては、全国で何か所か実施されてございます。例えば、三鷹市は平成 8 年に実施しておりますが、幅員 8 メートルの道路で、整備前は 6 メートルの車道幅員で、0.5 メートルの路肩のところを整備後は 1.5 メートルずつの路側帯と 5 メートルの車道です。そのほかに、豊田市とか、常滑市とか、そういったところで実施しておりますが、一般的に整備前と整備後の結果を比べますと、事故が減少したと、そういった結果が出ております。

武井委員

私はやはりあそこのところは、一方通行が検討されていると聞いているのですけれども、一方通行の方を先にやるべきではないかなという気がします。平成 18 年 3 月 14 日、長橋 3 丁目 13 番 4 号で、こういうことがあったのです。ここは、まだ除排雪がきちんとされていませんから、両側に雪がたまって道路幅が狭いのです。引越しのトラックがとまっていた。みんなマイカーの人たちは、大体時間ぎりぎりに間に合うものと時間を見計らって出ていく。ところが、あそこのところではその引越しのトラックがでんと座っているものですから、しかも今合理化が進んで、荷物をおろす人も運転手の兼務の人が、1 人しかいない。1 時間以上みんな待たされるというか、どうしようもなく、争いになってしまう。今、除雪をするときには、大体う回道路があればそちらの方に立っていて、こっちに回ってください、今除雪していますからということですが、今この言われた地域は、これはもうどこへも行かないのです。結果的にはどうしても国立療養所の方へ、ぐるっとまた戻って回らないと行けない。そうすることによって朝の勤務時間その他が間に合わないから争いになる。こういうような状況が出てくるわけです。ここは 6 メートルの道路幅ですが、私はこのことを見ているだけに、今後、5 メートルの道路幅の車道を作ってしまったら富岡町はそれの二の舞にならないかと思っているのでお伺いしているのですが、いかがですか。

(建設)建設課長

ここも歩道の確保の最終的な到達点というのは、一方通行かなと、そういったことで考えています。ただ、一方通行化をする際には、地元の合意形成等が非常に必要になってきまして、それで時間を要するというので、今回こういったちょっと簡便な方式なのですが、区画線を引いて路側帯を確保すると、そういった意味ではその一方通行化に至る暫定措置というような形で今考えてございます。

武井委員

こういうような宅急便だとか、引越しの車まで行政が指導しなさいって、これはなかなか大変だと思いますが、こういうことがあって、あれは取っ組み合いのけんかになったかどうか、私は最後まで見ていなかったけれども、今回のこの提案ではああいうことが起こる可能性があるような気がして質問いたしました。できるだけそういうせつかくのよしと思ってやる道路工事でこういう争いが起こることのないように、できるだけ早い措置を、一方通行なら一方通行の措置をしてほしいということを申し上げたいと思いますが、努力していただけますね。

(建設)建設課長

先ほど申しましたけれども、住民の合意形成等ございますが、そういったことも踏まえまして、今後検討していきたいと思います。

武井委員

土砂災害警戒区域について

次に、先ほど土砂災害警戒区域の説明がございました。この中で、銭函 1 丁目 1 地区が警戒区域の中に入っていると、4 月以降連絡をするような状況にあるように説明がございました。この説明の資料では、この四つがあるわけですが、小樽の警戒区域は、具体的にどこだということがまだ決まっていないうのですけれども、例えば朝里で土砂災害がありまして、青いシートをかぶせてあったのは御存じだと思いますが、急傾斜地といいますが、ああいうような区域は、この図面のちょっと似たような場所のような気がするのですが、あの辺は入らないのかどうなのか、

いかがですか。

(建設)宅地課長

ただいまの朝里の昨年度崩れた箇所については、土砂災害警戒箇所には入っていたと思いますけれども、危険箇所にはカウントされていますけれども、今回のこういう警戒区域等における調査等の対象は168か所ありますが、その中に今入っているか、道の方の資料が全部私の手元にまだ入っていませんので、状況は今まだ把握していません。

武井委員

今、168か所を調査しているということですが、あの事故のときは、たまたま死傷事故はありませんでしたけれども、あそこは、道の急傾斜地地区に指定になっている場所です。これは昭和59年でしたか、当時末永さんという方から陳情が出てきて、急傾斜地指定になった地域です。したがって、ああいう人災が起こる可能性のあるところは、この168か所に入っているかどうか知りませんが、ぜひとも気を配っていただきたいと思いますが、いかがですか。

(建設)宅地課長

当該朝里の場所については、道路管理のための工作物がありまして、人工的に手をかけている箇所でございます。当然、道路の管理という面も含めて、あそこのり面は保護されているものというふうには考えておりますけれども、今後とも安全なように適切な管理をしていくものと思っております。

武井委員

ぜひともそうしていただきたいと思います。

歩道上の消火栓等障害物について

次は、街なか活性化計画の見直しについてでございます。先ほど、新谷委員からマンホールの問題が出ました。私、これは志村市長が在任中のときに代表質問しているのですが、そのときの質問では、私は、マンホール対策と消火栓対策と電柱対策の三つを挙げているのです。電柱と消火栓の問題は元NHKの小樽支社があったところの角にこの消火栓と電柱が立っていたはずなのですが、ここで視覚障害者の方がけがをされました。小樽市内の道路は、道路整備の計画が後から来た関係で、みんな歩道にこういう障害物があるわけなのです。それでそのときにお尋ねしたのですけれども、まず旧国道5号、今、稲穂ずい道と平行に走っている道路ですが、オタモイまでの市道になった道路ですが、あそこのところはバス路線で、長橋で交通渋滞がすごい時期だったです。それで、あのバイパスをつくったわけですが、そのときに志村市長いわく、長橋の交通渋滞を解消するために、バスレーンをつくりますと。それから、富岡線と塩谷街道のマンホールの穴あき、先ほどのその雪が解けた問題です。私も当時、富岡町を歩いていましたから、ここの道路のマンホールを計画的にやりますと、こういう答弁をいただいて、計画的にやることになっているはずなのです。電柱については、1年間に10本ぐらいずつ歩道から外すように、北海道電力とも話し合っていたい、こういうたしか答弁をいただいていたはずなのです。ですから、先ほど新谷委員の質問に対する答弁にもあったように、計画的にやるべきだということでしたが、その後恐らく富岡線も、塩谷線ももう終わっているのではないかと思います。だから、そういう計画が確かに立てられて、昭和60年代から計画が進められたようですが、電柱だとか消火栓はその後どうなっているか、お尋ねいたします。

(水道)サービス課長

消火栓につきましては、道路法の関係で歩道に設置することになっておりまして、歩道の車道側に主に設置するような形をとっております。ただ、現在、建設部の方で歩道整備等が入る場合で、身障者用対策として点字ブロックが設置されている部分もございます。そういう部分にはなるべくかからないような形でもって消火栓が設置されればというようなことで、設置位置につきましては、建設部と打ち合わせして施工しております。

武井委員

ぜひとも視覚障害者の方々のそういう事故の起こらない方法を考えてやってください。消火栓を移動するのは1本100万円かかるそうですが、やはり大変だと思います。さっきのマンホールが8,000円かかると言いましたけれど

も、私が尋ねたときはたしか7,000円だったはずであります。そうすると、だんだん費用が上がっていきますので、早めにやった方がいいかなと思います。

ストック総合活用計画について

最後の問題は、公共賃貸住宅ストック総合活用計画の問題です。公共賃貸住宅ストックについては、まず、再生マスタープランを見直したということではありますが、この再生マスタープランは住宅行政審議会などに発表した資料だと思うのですけれども、いかがですか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

公営住宅のそういういろいろな計画については、当然ながら住宅行政審議会で御議論をいただいて、今回のストックについても、先般、住宅行政審議会の方で報告させていただきまして、着実な実行をということで御意見をいただいた中で計画が策定したところであります。

武井委員

それで、この公営住宅の人たちが町内会などにマスタープランの中身をみんな知らせてあるのですよね。だから、いつも私は言いますが、塩谷のC団地は平成17年度に建て替えるのだと、みんなもう思い込んでいるわけですよ。ところが、あれは平成18年度からだったのですけれども、1年間早めて平成17年度からということにたしか住宅行政審議会でなったはずなのです。ですから、そういうふうにみんな期待をしているのです。ところが、今の見たところでも、4年間、平成21年度以降、まだ塩谷のC団地は、消火栓はやりますとかとは書いてありますが、住宅の工事着工にかかるということには何も触れていません。

ただ、ここにおもしろい言葉が書いてあるので、説明していただきたいのですが、地上波デジタル対応工事というのは、これはどんな工事なのですか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

今のテレビ放送というのは、アナログ放送なのです。2011年にデジタル化するのです。今の放送設備だと受信できなくなるので、それに対応するような受信装置をつけるという対応です。だから、我々の一般の住宅でも2011年には今のままでは見られなくなるので、何らかの方法でテレビを買うとか、アダプタか何かをつけるとか、そういうことが今必要になってくる。それを公営住宅なので、市でやりますよと、こういう部分です。

武井委員

そうすると、住宅を建て替えるような工事ではないわけなのですね。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

そうです。

武井委員

だから、そうしますと、しかも今度はいつ工事着手するか何も書いていないわけですね。ですから、もう見直したというのですが、どういうふうに見直したのか、わかりますか。例えば、塩谷のC団地は何年にやりますというふうに見直してあったら、教えてください。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

塩谷のB団地もC団地も再生マスタープランのときには建替えということで、計画にあったとおりです。ただ、今回の見直しの中で、先ほどの40ページに流れでは、当面の中のその20年間の計画とありますが、長期的な中では、塩谷B団地、C団地については用途廃止という位置づけをしました。それをどういうふうに展開をしていくかということは、当面、直近計画がなかなか示せないという中では、平成21年度までオタモイ、それから若竹の改善、それから今あった地上波デジタルだとか、家庭用火災報知器の設置、そういったものを位置づけております。ですから、平成22年度以降、これはこれからのまた議論になりますけれども、塩谷のB団地、C団地も含めた残った部分の課題、そういったものについては、それ以降きちんとまたいろいろ議論をしながらまとめていきたいということ

です。ですから、大変な短期の平成21年度までの計画ですけれども、それは着実にやっていく。平成22年度以降については、もう一度また計画的には議論をしていきたい、こういう流れになっております。

武井委員

ですから、今、平成17年度だったのが、平成21年度で4年延びるわけですけれども、また今言ったデジタル工事が入っているけれども、まだほかのところは入っていないところを見ると、もう5年になるか、何年になるかわからない見直しをしたということになるわけですが、そういう理解をしていいですか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

ストックからの見直しということもありますので、今明らかにこれをやるということを言えるのは平成21年度までということで御理解をいただきたいと思います。それ以降、課題としてはそこに書いてありますけれども、まだまだ公営住宅の建替えなり改善なりが必要ですので、それは平成22年度以降の議論になりますので、それはそれ相応の早い時期にまた議論していきたいというふうに思っています。

武井委員

塩谷のC団地は2種類あるわけですよね。平屋とアパートと。平屋の方も同じに右倣えなのですか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

今、公共賃貸住宅のストックの中での考えというのは、平屋なり、2階建ての部分もありますけれども、その部分は用途廃止ということで、それから中層の部分については、改善事業を入れていこうということで、それはまだまだこれから長期的に使っていくという考え方です。ですから、この10年なりそこらで、どうこう考えていくのは平屋の部分とか2階建ての部分、塩谷でいくと塩谷B団地とC団地の平屋と2階建て部分、そういった部分になります。

武井委員

そうすると、それとあわせて集会所なんかも着手するという考え方になるのですか。それとも、集会所は早めてやるというふうなことですか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

いろいろ議論がございまして、塩谷の集会所の話は十分私も理解しているところであります。ただ、場所の問題だとかいろいろありまして、ちょうど敷地内にはまだ住宅が建っており、人も住んでいるという状況がありまして、そういったところの空き状況だとか、あるいは場合によっては移転をお願いするということも出てくると思っておりますので、その状況を見ながら、できるだけ早い時期に集会所等々も含めて整備をしていきたいというふうには思っております。

武井委員

再生マスタープランの中には図面まで載って、場所まできちんと書いてあるわけですよね。みんなあれを見ているわけですよ。それが今のようにいつになるかわからないような答弁では、これは恐らくこの人たちにどういうふうにあなた方は説明しても、ただ見直したと言ったって納得しないと思うのですよ。集会所がなくなってからあっちに行って断られ、こっちに行って断られて、会館を探して歩いているというような実態、本当にわかってこういう見直しをするのだろうかと思うのですが、いかがですか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

それぞれの住宅がおかれている現状というのは、我々も十分理解しているつもりであります。ただ、こういう短期の中でどういう事業展開をするかという中では、やはり非常に何回も言いますけれども、居住水準の低いところに集中をしながら、その中で改善をしていくというのはまず真っ先にやらなければならない課題であろうというふうに思っております。そういった中で、各それぞれの住棟ごとにいろいろな問題がありますので、それについては今回なかなかプログラムに組み込めなかったものがたくさん残っています。そういったものについては、今後十分

にまた検討させていただきたいというふうに思っています。

それで、この問題、まず塩谷C団地の集会所の問題は、とりあえず仮設のものでという声があるのですが、これの考え方はどうですか。

それから、道営若竹団地は平成20年度に事業主体が変更となるということがこれに書いてありますけれども、これは道営住宅から小樽市への明渡しをする時期だというふうに理解していいのかどうか、これが2点目です。

それから3点目は、この若竹の道から小樽市への管理移転が出てくるのは何軒ほどになるのか。なぜ聞くかというと、今日視察で行くとき、築港駅のところにもう青いシートがかぶって工事が大分進んでいたようです。したがって、向こうの方ができたら、こちらの方へその分をもう引っ越してしまうのか。ところが、今の見直しのプランには、2号棟は先に建てるけれども、1号棟と3号棟は後でというふうに書いてあるようですが、何でこういうふうに真ん中の1棟だけ、2号棟だけ早くて、1号棟と3号棟は後になるというのは、これはなぜか。

それから、入居募集。小樽にこの管理が移ってきたときに、例えば今、2号棟が優先するということから、2号棟だけでもいつごろ募集する考え方なのか。

そして、最後の問題は、この19ページにも書いてあるのですが、ふる場の未整備について51戸あるというふうに書いてありますけれども、オタモイのふる場のないのは、この51戸の中に入っているのでしょうか。オタモイはこの51軒のうちから何軒あるのでしょうか、お答えください。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

まず、塩谷の集会所ですが、仮設でもということですが、いろいろな手法を考えていかなければならないというふうに思っています。既存の建物を利用して改善を入れるか、それともそういう手法ではなくて、何か仮設とはちょっとプレハブみたいなイメージではないですけども、そういう簡便なものでできるのか、あるいはそういったものではない方がいいのか、これはもう少し考えてみなければならぬというふうに思っています。

それから、若竹の道営団地は、平成20年度に事業主体変更ということですが、1号棟から3号棟があります。それは平成20年度の今のところ4月ぐらいに一括事業主体変更、要するに道から市にいただけるというふうに道とは打ち合わせをしております。

それから、今の若竹団地は、178戸あります。今、築港の方の道営は170戸建てています。ということで、残る方、そのまま若竹の道営に残る、要するに市営住宅に変わってもそのまま残るといふ世帯が11世帯あるということになります。

それから、1号棟、2号棟、3号棟ありまして、今、ストックでは2号棟の改善事業をまずやろうということは、今申しあげました11世帯がそのまま残っている。これは1号棟、2号棟、3号棟にばらばらいる人をまず1号棟に集約しようという考え方なので、1号棟はそうすると言えれば仮で住んでいただくということなので、1号棟は改善事業を入れられない。それで、まず2号棟が空になりますので、そこを改善事業を入れよう。それが平成20年度、平成21年度に行おうというふうに、2年がかりで行うというふうに考えています。そうすると、今の予定では平成21年度には、改善事業を終了するので、2号棟の募集については、平成21年度にできるだろうというふうには今思っています。これは今、平成19年度、来年度ですが、まだ道営段階でありますけれども、ちょっと道にお願いをして、耐震診断をやらせてもらおうと。そういう中で、改善事業の中身だとかそういったものも詰めていこうというふうに思っていますので、場合によっては改善内容によってちょっと時間がかかる場合もありますけれども、今の考え方はそういったことであります。

それと、19ページの浴室未整備ですけども、51戸と書いてあるのは、再生マスタープランのときに浴室未整備が986戸あったのが、今現在の時点では浴室未整備が935戸で、51戸減ったと、こういう意味です。51戸しか減っていないのかということではなくて、ちょっと前に言ったのですが、オタモイに道営住宅があります。それ全部を小樽市が事業主体変更して市営住宅にしました。それで、浴室未設置がどっと増えてしまった。その間、改善事業を

いろいろ入れていって、建替えもやっているのに、浴室の完備している住宅は増えたのですけれども、一方で浴室がない住宅をもらって増えたという、そういう差引きの中で51戸減ったと、こういう意味合いです。ですから、オタモイ住宅についてはいまだに浴室はありません。

武井委員

何戸ぐらい残っているのですか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

全部で787戸あって、126戸減ったのですから、その差引きが661戸、それはまだ浴室はありません。そこが今、建替え事業を入れようということで、最終的にはそういう浴室未設置の住宅を解消しようという基本的な考え方は持っています。ただ、661戸つくるという意味合いではなくて、そこにもう何戸つくるかという課題は今後また検討しなければなりませんけれども、人の住んでいるところで浴室がないところをなくそうという考え方で進めていくという形になります。

武井委員

この661戸というのは、私の質問なのですけれども、これがなくなるまで満寿美湯はなくさないというふうに理解していいですか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

今、オタモイに住んでいる方で、浴室のないところは、A団地からG団地まで約250世帯ぐらい住んでいらっしゃいます。今、これからの計画でいくと、2号棟が50戸で、それから3号棟、4号棟で合わせて90戸です。それをやってもまだ浴室未設置の住宅に住んでいる方がいらっしゃいます。そうすると、必然的にやはりおふるというものが必要になりますので、今後のその事業展開によっては満寿美湯が必要なくなるという状況はあると思いますけれども、当面の間はまだまだ浴室がないという状況は続きますので、その時期はまたちょっといろいろ政策的な判断もあろうかと思えます。あるいは、いろいろなほかの事業を入れることによって、浴室がないけれども、ほかの施設を利用するとか、いろいろな方法はまた考えなければなりませんけれども、当面の中では来年度予算においても満寿美湯の補助金といいますか、そういったものを計上しておりますので、すぐにそれをなくすという考えはありません。整備状況によってこれから判断をすると、こういうことになるかと思えます。

(建設)宅地課長

先ほど委員からの土砂災害警戒区域についての御質問で、整備する箇所は168か所ということで、今回道の方で予定しておりましたが、手元の資料をちょっとチェックしましたら、当該朝里の1丁目箇所は251番目ですので、今回調査する対象には入っていませんので、説明させていただきます。

委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時52分

再開 午後5時15分

委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

新谷委員

いつものとおり討論を行います。陳情については、新しく提出された陳情第80号は採択を主張します。継続中の陳情はこれまでどおりです。桂岡1号幹線は今回視察に行ったらわかったように、こう配は8～9パーセント、長い

下り坂です。歩道は3.2メートルということですから、十分な広さがあり、また公園側は歩道と人家の間に一定の間隔もあり、屋根からの落雪も危険がないのではないかと思います。特に、車道に除雪車が入った後はつるつると滑り、転倒しやすく、高齢者でなくても恐ろしいものです。両側が無理ということであれば、片側だけでも歩道の除雪をするべきだと思います。よって、陳情の願意は妥当で、採択を求めるものです。

詳しくは本会議で述べます。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

最初に、陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第52号、第64号、第75号、第80号について、一括採決いたします。

陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、陳情は継続審査と決しました。

委員長

次に、議案第30号、第41号、陳情第61号について、一括採決いたします。

議案はいずれも原案どおり可決と、陳情は継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

最後になりましたが、この3月末をもって退職される理事者の方が2名おりますので、一言ごあいさつをお願い申し上げます。

最初に、水道局水処理センター野村所長、一言お願いします。

(水道)水処理センター所長

(あいさつ)

(拍手)

委員長

では、水道局堀内料金課長、お願いします。

(水道)料金課長

(あいさつ)

(拍手)

委員長

それでは、本日はこれをもって散会いたします。